

森林・林業・木材産業の現状と課題

令和7年4月
林野庁

目次

1 総括

① 我が国の森林の概要について	2
② 森林・林業基本計画の基本的な方針	3
③ 森林・林業基本計画に掲げる目標	4

2 森林について

① 森林の多面的機能	5
② 望ましい森林の姿	6
③ 森林整備の必要性	7
④ 山地の防災・減災	8
⑤ 地球温暖化対策と森林	9
⑥ J-クレジット制度について	10
⑦ ネット・ゼロ実現への貢献に向けた取組	11
⑧ 新たな山村価値の創造	12
⑨ (参考) 森林の循環利用とSDGsの関係	13

3 林業について

① 林業生産の動向	14
② 林業経営の動向	15
③ 人材の育成・確保、労働安全	16
④ 森林の経営管理に関する取組	17
⑤ (参考) 森林環境税及び森林環境譲与税について	18
⑥ 経営基盤・経営力の強化	19
⑦ 生産性の向上	20
⑧ 「新しい林業」の展開	21

4 木材産業について

① 木材需給の動向	22
② 木材の生産・流通の状況	23
③ 木材産業の状況	24
④ 木材産業の競争力強化	25
⑤ 木材利用の状況	26
⑥ 国産材の需要拡大・利用促進に向けた取組	27
⑦ 木材利用促進に向けた環境整備	28
⑧ 木質バイオマスの利用	29
⑨ 木材の輸出入の状況と違法伐採対策	30

5 国有林野の管理経営について

① 国有林野の状況	31
② 公益重視の管理経営の一層の推進	32
③ 森林・林業施策全体の推進への貢献	33
④ 国民の森林としての管理経営、地域振興への寄与等	34

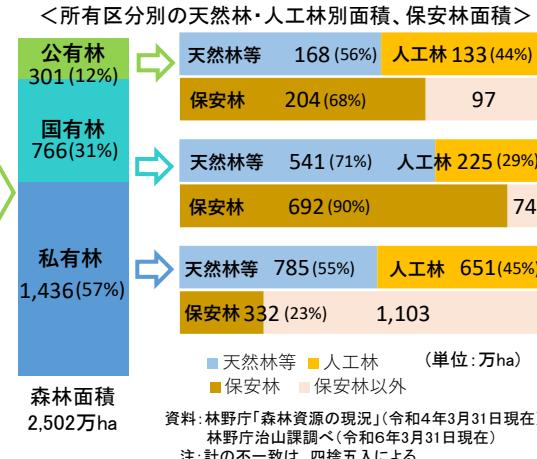
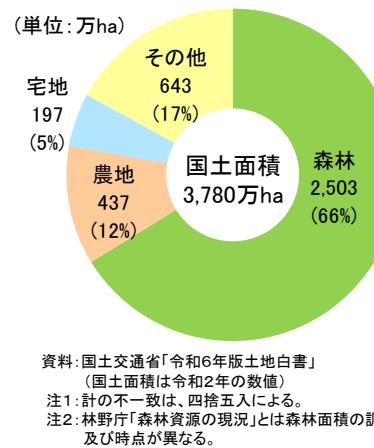
6 東日本大震災からの復興

1 総括

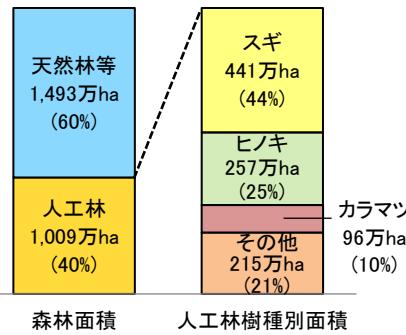
① 我が国の森林の概要について

- 我が国の森林面積は国土の3分の2に当たる約2,500万haであり、世界有数の森林国。森林蓄積は人工林を中心に毎年約6千万m³増加し、現在は約56億m³。
- 面積ベースで人工林の6割が50年生を超えて成熟し、利用期を迎えており、この豊富な資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造造成することが必要。

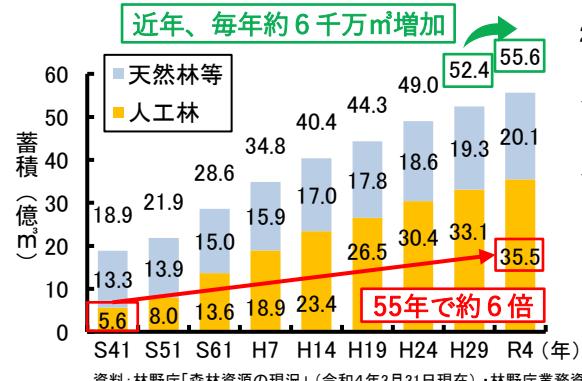
■ 国土面積と森林面積の内訳



■ 人工林の樹種別面積



■ 森林蓄積の推移



■ 世界との比較

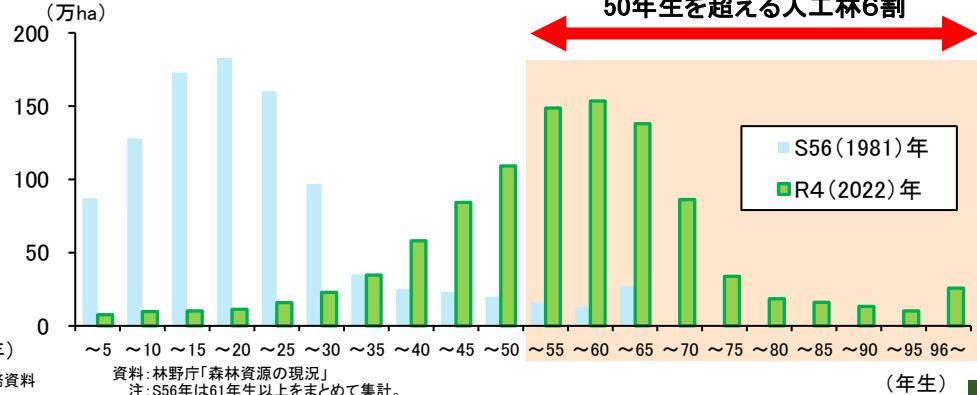
► OECD加盟国森林率上位10カ国

順位	国	森林面積	森林率
1	フィンランド	22,409	73.7
2	スウェーデン	27,980	68.7
3	日本	24,935	68.4
4	韓国	6,287	64.5
5	スロベニア	1,238	61.5
6	コスタリカ	3,035	59.4
7	エストニア	2,438	56.1
8	ラトビア	3,411	54.9
9	コロンビア	59,142	53.3
10	オーストリア	3,899	47.3

順位	国	人工林面積	人工林率
1	中国	84,700	38.5
2	米国	27,500	8.9
3	ロシア	18,900	2.3
4	カナダ	18,200	5.2
5	スウェーデン	13,900	49.7
6	インド	13,300	18.4
7	ブラジル	11,200	2.3
8	日本	10,200	40.8
9	フィンランド	7,400	32.9
10	ドイツ	5,710	50.0

資料:FAO「世界森林資源評価2020」を元に林野庁作成。森林・人工林面積の単位は千ha、森林・人工林率は%。

■ 人工林の林齢別面積



新計画

森林・林業・木材産業による「グリーン成長」

森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現

森林資源の適正な管理・利用

- ・適正な伐採と再造林の確保（林業適地）
- ・針広混交林等の森林づくり（上記以外）
- ・森林整備・治山対策による国土強靭化
- ・間伐・再造林による森林吸収量の確保強化



「新しい林業」に向けた取組の展開

- ・イノベーションで、伐採→再造林保育の収支をプラス転換（エリートツリー、自動操作機械等）
- ・林業従事者の所得と労働安全の向上
- ・長期・持続的な林業経営体の育成



木材産業の国際+地場競争力の強化

- ・JAS乾燥材等の低成本供給（大規模）
- ・高単価な板材など多品目生産（中小地場）
- ・生活分野での木材利用（広葉樹家具など）



都市等における「第2の森林」づくり

- ・都市・非住宅分野等への木材利用
- ・耐火部材やCLT等の利用、仕様設計の標準化
- ・木材製品の輸出促進、バッテリの熱電利用



新たな山村価値の創造

- ・地域資源の活用（農林複合・きのこ等）
- ・集落の維持活性化（里山管理等の協働活動）
- ・森林サービス産業の推進、関係人口の拡大



前計画

人工林が利用期を迎えたこと等を背景に、林業・木材産業の「成長産業化」を推進

目標の進捗

- ・森林資源は充実(54億m³)、複層林の誘導に遅れ
- ・国産材供給量は概ね計画どおりの31百万m³に

施策の方向

- ・原木の安定供給体制の構築
- ・木材産業の競争力強化／新たな木材需要の創出

施策の進捗

- * 森林→森林経営管理制度・森林環境税を創設
- * 林業→経営体の規模拡大等は進んだが取組は途上
- * 木材→製材工場等の規模が拡大／中小工場は減少
→耐火部材等の開発が進展、民間非住宅分野での利用も始まる

課題・情勢変化

- * 森林→皆伐地の再造林未実施
→災害の激甚化「気候変動×防災」
- * 林業→伐採収入で再造林ができる林業の確立
→人口減少（従事者の減少=省力化が不可欠）
- * 木材→品質管理等の徹底（JAS・KD材、集成材）
→不透明な住宅需要（人口減少と新型コロナ）
- * 持続性→SDGs／2050カーボンニュートラル／脱プラスチック

1 総括

③ 森林・林業基本計画に掲げる目標

森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

- 多様な森林がバランス良く賦存する「指向する森林の状態」に向け、望ましい森林の整備・保全が行われた場合に見込まれる5年後、10年後、20年後の状態を目標として設定。

<森林の有する多面的機能の発揮に関する目標>

	R2年 (現況)	目標とする森林の状態		
		R7年	R12年	R22年
森林面積(万ha)				
育成単層林	1,010	1,000	990	970
育成複層林	110	130	150	190
天然生林	1,380	1,370	1,360	1,340
合 計	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積(百万m³)	5,410	5,660	5,860	6,180
ha当たり蓄積(m³/ha)	216	225	233	246
総成長量(百万m³/年)	70	67	65	63
ha当たり成長量(m³/ha年)	2.8	2.7	2.6	2.5

(参考) 指向する森林の状態

(単位:万ha)

育成単層林	育成複層林	天然生林	合計
660	680	1,170	2,510

(参考) 指向する森林の状態に向けた誘導の内訳

育成単層林	(万ha)
木材等生産機能の発揮が特に期待されるなど育成単層林として整備される森林	660
公益的機能の一層の発揮のため自然条件等を踏まえて育成複層林に誘導される森林	340
公益的機能の発揮のため伐採が強度に規制されているなど天然生林に誘導される森林	20
天然生林	(万ha)
主に天然力により健全性が確保され公益的機能の発揮のため天然生林として維持される森林	1,150
各種機能の発揮のため継続的な育成管理により育成複層林に誘導される森林	230

注1:森林面積は10万ha単位で四捨五入しているため、計が一致しないものがある。

2:目標とする森林の状態及び指向する森林の状態は、R2年を基準として算出している。

3:R2年の値は、令和2年4月1日の数値である。

林産物の供給及び利用に関する目標

- 望ましい森林の整備・保全が行われた場合の木材供給量、今後の需要動向を見通した上で、諸課題が解決された場合に実現可能な木材利用量を目標として設定。

<木材供給量の目標>

(単位:百万m³)

	R5年 (実績)	R7年 (目標)	R12年 (目標)
木材供給量	34	40	42

<用途別の利用量の目標>

(単位:百万m³)

用途区分	総需要量			利用量		
	R5年 (実績)	R7年 (見通し)	R12年 (見通し)	R5年 (実績)	R7年 (目標)	R12年 (目標)
建築用材等 計	29	40	41	16	25	26
製材用材	22	29	30	12	17	19
合板用材	7	11	11	4	7	7
非建築用材等 計	51	47	47	18	15	16
パルプ・チップ用材	28	30	29	5	5	5
燃料材	20	15	16	11	8	9
その他	2	2	2	2	2	2
合計	80	87	87	34	40	42

注1:用途別の利用量は、国産材に係るものである。

2:「燃料材」とは、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。

3:「その他」とは、しいたけ原木、原木輸出等である。

4:百万m³単位で四捨五入しているため、計が一致しないものがある。

5:令和5年の値は、「木材需給表」(農林水産省)による。

2 森林

① 森林の多面的機能

- 森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの多面的機能を有しており、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」。
- 国民が森林に期待する働きは、温暖化防止、災害防止、水源の涵養などといった公益的機能が上位。

■ 森林の有する多面的機能

森林の多面的機能は、一部の貨幣評価できるものだけでも年間70兆円。

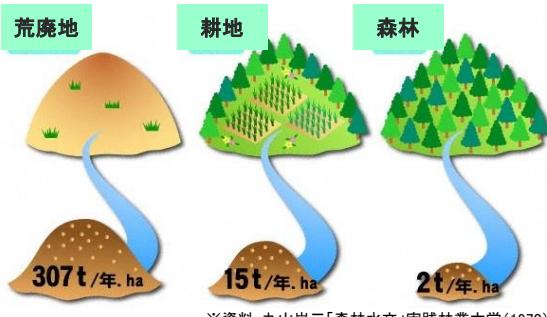


資料:日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連付属資料(平成13年11月)

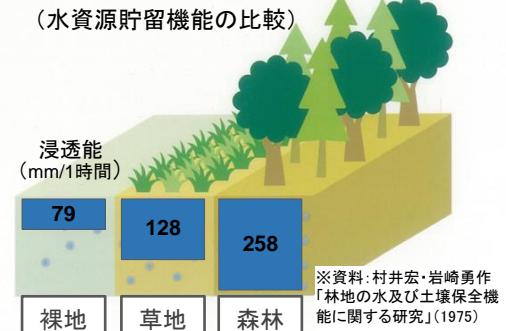
注:【】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価(年間)したもの。

いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲においての数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

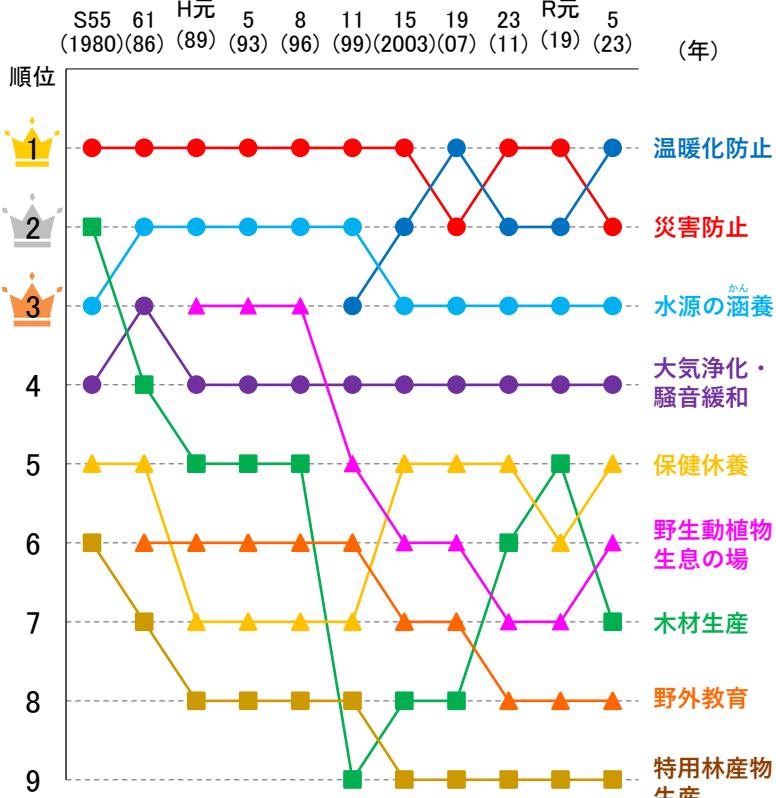
▶ 森林の国土保全機能 (流出土砂量の比較)



▶ 森林の水源涵養機能 (水資源貯留機能の比較)



■ 国民が期待する森林の働き



資料:総理府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、
「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年)、
内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15年、平成19年、平成23年、令和元年、令和5年)

注1:回答は、選択肢の中から複数回答。

注2:選択肢は、特ない、わからない、その他を除いて記載。

2 森林 ② 望ましい森林の姿

- 将来にわたって持続的に多面的機能を発揮できるよう、多様で健全な森林へと誘導する必要。
- 自然的・社会的条件が良く、林業に適した森林では、主伐後の植栽による確実な更新により育成単層林を維持し、資源の循環利用を図る。また、林業にとって条件が不利な森林では、モザイク施業等により育成複層林へと誘導。
- 原生的な天然生林は適切に保全するとともに、山村等に存する里山林は保全管理及び利用を推進。

■ 多様で健全な森林への誘導



樹齢・樹高が**單一**の森林として人為により成立・維持

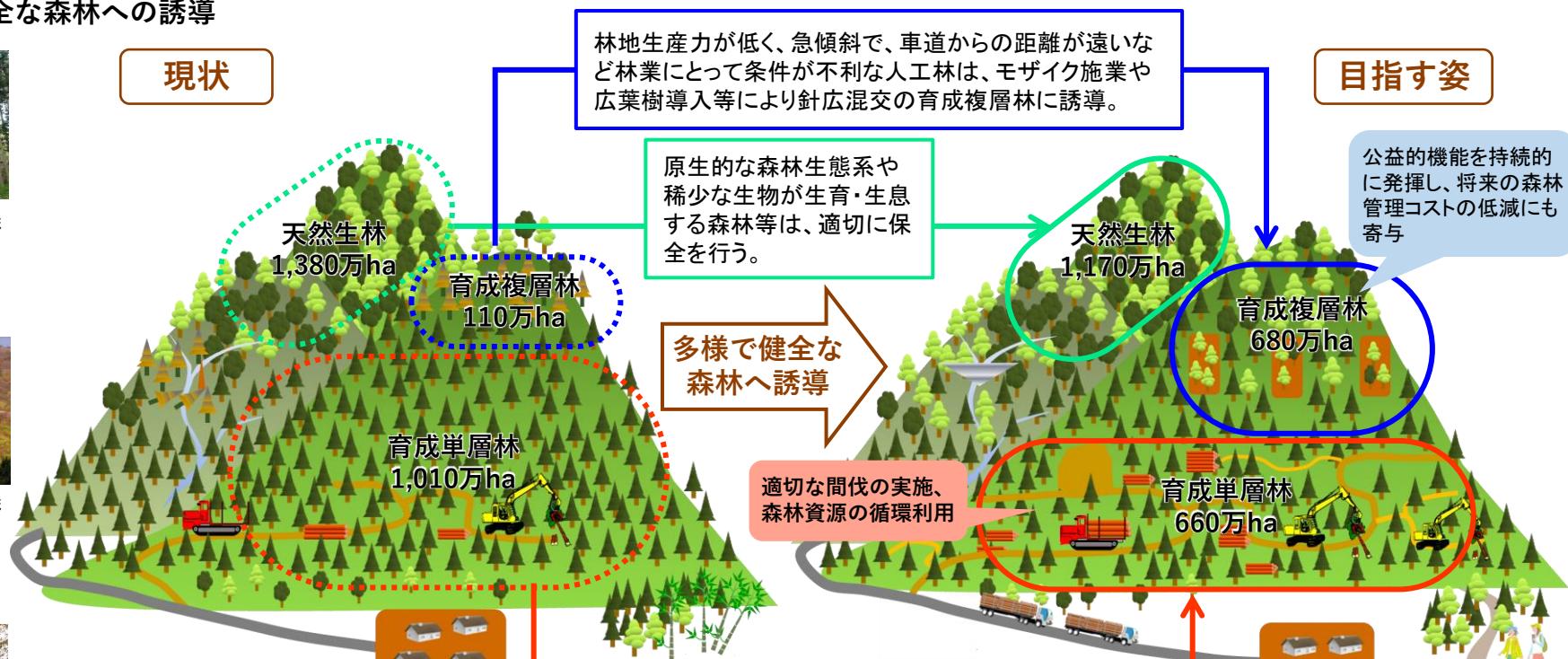


樹齢・樹高が**複数**の森林として人為により成立・維持



主に自然散布の種子の発芽・生育により成立・維持

現状



林地生産力が低く、急傾斜で、車道からの距離が遠いなど林業にとって条件が不利な人工林は、モザイク施業や広葉樹導入等により針広混交の育成複層林に誘導。

原生的な森林生態系や稀少な生物が生育・生息する森林等は、適切に保全を行う。

多様で健全な森林へ誘導

適切な間伐の実施、森林資源の循環利用

自然的・社会的条件が良い

林地生産力が高く、傾斜が緩やかで、車道からの距離が近いなど林業に適した人工林は、確実に更新して育成单層林を維持。

目指す姿

公益的機能を持続的に発揮し、将来の森林管理コストの低減にも寄与

注1: 林地生産力は、樹木の平均成長量を基に、
高(8m³/年以上)、中(5~8m³/年)、低(5m³/年未満)と区分。
注2: 傾斜は、作業システムへの対応や土壤保全等の公益的機能発揮の観点から、
急(30度以上)、中(15~30度)、緩(15度未満)と区分。

2 森林 ③ 森林整備の必要性

- 森林の多面的機能発揮のためには、間伐や主伐後の再造林といった森林整備により、健全な森林を育てることが必要。
- 特に再造林の推進に当たっては、エリートツリーや早生樹等の活用、伐採と造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗等の安定供給等によりコストの低減を図るとともに、植栽木の食害など野生鳥獣被害への対策が重要。あわせて花粉の少ない森林への転換を図る花粉発生源対策を推進。
- 森林の整備を通じ、自然災害の激甚化・頻発化や地球温暖化の防止などの社会的要請に対応。

■ 森林整備（一例）



■ 森林の保全

□ 間伐の重要性

間伐
→
樹木の成長促進
下層植生の繁茂

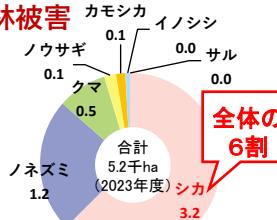


- 風雪害や病虫害に強い健全な森林に
- 森林吸収量の確保・強化
- 表土流出の防止
- 生物多様性の保全



□ 野生鳥獣による森林被害

- 2023年度の被害面積は約5.2ha。
- 野生鳥獣被害は、森林所有者の経営意欲を低下させるとともに、森林の公益的機能の発揮に影響。
- 被害の防止・捕獲等の総合的対策が必要。



資料:林野庁 研究指導課、業務課調べ
注1:国有林(林野庁所管)、民有林の合計。
注2:森林および苗畠の被害。

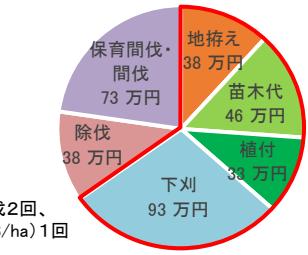


■ 再造林の推進

□ 再造林コスト

- 約7割が初期費用。
- 低コスト化に向けて、伐採・造林の一貫作業システムの導入等が必要。

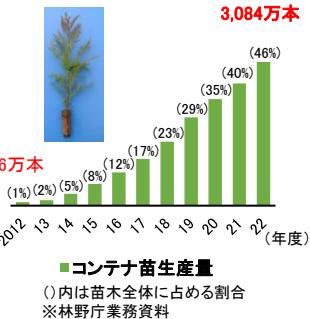
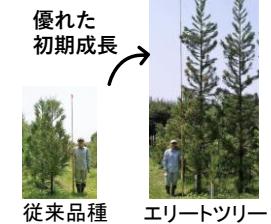
注:R6標準単価より作成
スギ3000本/ha植栽、下刈5回、除伐2回、
保育間伐1回、搬出間伐(50~60m³/ha)1回
※シカ防護柵等の獣害対策費用を除く



□ エリートツリー等の活用

- エリートツリー等について、成長量、材質、花粉量が一定の基準を満たす個体を特定母樹に指定。

- 下刈り回数の低減など造林コストの低減、収穫期間の短縮に期待。



2 森林 ④ 山地の防災・減災

- 国土保全や水源涵養等の公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林に指定し、伐採制限や転用規制等を措置。
- 気候変動により豪雨が激化するリスクを見据え、治山対策として、渓流の縦横侵食を防止するきめ細やかな治山ダムの配置、森林整備と簡易土木工法（筋工等）を組み合わせた森林の浸透・保水機能の維持・向上対策、流木化する危険がある渓流沿いの立木の除去等による流木対策等を推進。
- 林野庁では、災害発生時の対応として、被害調査の情報提供や職員の派遣等により復旧に向けた技術的支援を実施。

■ 保安林の種類と面積



水源かん養保安林

(単位:千ha)

保安林種別	指定面積	実面積
水源かん養保安林	9,273	9,273
土砂流出防備保安林	2,626	2,557
土砂崩壊防備保安林	61	60
飛砂防備保安林	16	16
防風・水害・潮害・干害・防雪・防霧保安林	259	230
なだれ防止・落石防止保安林	22	19
防火保安林	0	0
魚つき保安林	60	27
航行目標保安林	1	0
保健保安林	704	93
風致保安林	28	12
合計	13,050	12,288

資料:林野庁治山課調べ(令和6年3月31日現在)

注1:実面積とは、それぞれの種別における指定面積から、上位の種別に兼種指定された面積を除いた面積を表す。

注2:単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

■ 治山事業による安全・安心の確保

- 山腹崩壊等により荒廃した森林の復旧や、治山施設の整備等による予防治山対策を通じて地域の安全性を向上



- 海岸防災林の整備・保全により、後背地を飛砂害、風害、潮害等から防備するとともに、津波への多重防御としての機能を発揮



■ 気候変動を見据えた治山対策の方向性

尾根部の崩壊抑制対策



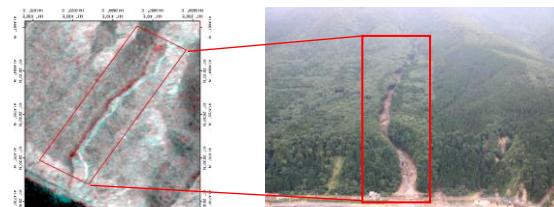
治山ダムによる土砂流出抑制



資料:林野庁「豪雨災害に関する今後の治山対策の在り方検討会(とりまとめ)」(2021年3月)

■ 災害発生時における対応

- 人工衛星やヘリコプター等を活用し、速やかに被害を全体把握。被災地方公共団体等へ情報提供。



JAXA(宇宙航空研究開発機構)との協定に基づく、人工衛星による緊急観測



ヘリコプターやドローンによる上空からの被害調査

- 被災地の早期復旧に向け、技術系職員を派遣し、技術的支援を実施。



被害状況の把握や災害復旧に向けた技術的支援

2 森林 ⑤ 地球温暖化対策と森林

- 2020年以降の気候変動対策における国際的な法的枠組みとして採択された「パリ協定」等を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を推進するために策定された「地球温暖化対策計画」を令和7年2月18日に改定。
- 地球温暖化防止には、温室効果ガスの排出削減対策とともに、森林等の吸収源による対策が重要であり、中長期的な森林吸収量の確保や2050年ネット・ゼロの達成に向けた対策を推進。

森林吸収量の計上方法

- 1990年以降に人為的な活動（「新規植林」※1、「再植林」※1、「森林経営」※2）が行われている森林におけるCO₂吸収量を計上。

※1 1990年時点で森林でなかった土地に植林
※2 1990年以後に行なった間伐等の森林整備



- 国産材の利用について、炭素貯留機能を評価（伐採後の木材も、建築資材などとして使用されている間は炭素を貯蔵しており、焼却等により廃棄された時点で排出に計上）。

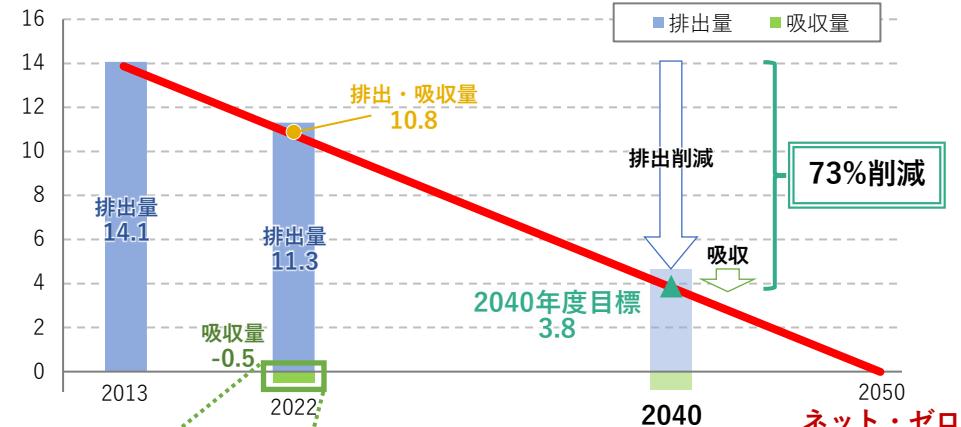


2018年のCOP24での決定を踏まえ、我が国は、パリ協定の下でも京都議定書の計上方法等に基づき森林吸収量を算定する旨を「国が決定する貢献(NDC)※3」に記載。

※3 パリ協定の下で、全締約国が5年毎に提出・更新を義務付けられている温室効果ガスの削減目標などを定めたもの。

我が国の温室効果ガス排出削減・吸収の実績と目標

(億CO₂トン)



2040年度目標

- 2013年度比 73%削減
- うち森林吸収量：
7,200万CO₂トン※
(同比5.1%)



2022年度吸収量実績
約5,020万CO₂トン

※ 地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に記載の新たな算定方法を適用した場合に見込まれる数値

※ 国立環境研究所：2022年度の温室効果ガス排出・吸収量
※ 四捨五入表記の関係で、各要素の累計と合計値は必ずしも一致しない

- J-クレジット制度は、省エネ設備・再エネの導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度（2013年度からスタート）。
- 2025年3月までの累計認証量1207.8万t-CO₂のうち、森林由来J-クレジットの認証量は約139.6万t-CO₂、全体の11.6%と低位であるが、近年のカーボンニュートラルへの関心の高まりや、制度・運用の改善等により2024年度は過去最大の伸び幅となった。森林由来J-クレジットの取引拡大により、森林経営への資金循環が図られることを期待。

■ 政府内の計画等への位置づけ

地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）

カーボンニュートラルの実現に向けて、ますますその重要性が高まっている炭素除去・吸収系のクレジットの創出を促進するため、森林の所有者や管理主体への制度活用の働きかけやモニタリング簡素化等の見直しを進め、森林経営活動等を通じた森林由来のクレジット創出拡大を図る。

■ 森林由来J-クレジットの創出拡大に向けた制度・運用面の改善

□ モニタリング手続きの簡素化【令和3年】

- 森林吸収量の算定のため、現地で樹高等を測定した上で、収穫予想表から年間の成長量等を算出する必要があるが、令和3年8月のモニタリング算定規定の改定により、航空レーザ測量による樹高の測定結果も活用可能となるようルール改正。

□ 森林由来J-クレジットの創出拡大に向けた制度の見直し【令和4年】

- J-クレジット制度運営委員会の下に設置した森林小委員会において、主伐後の再造林の後押しとなるよう、森林管理プロジェクトに係る制度上の検討事項（認証対象期間、プロジェクト登録要件（追加性要件）、主伐・再造林実施時の排出量・吸収量の算定、造林未済地の解消、伐採木材の炭素固定量、保護活動を実施した天然生林の吸収量等）について見直し案をとりまとめ、第27回運営委員会（8月）で決定。

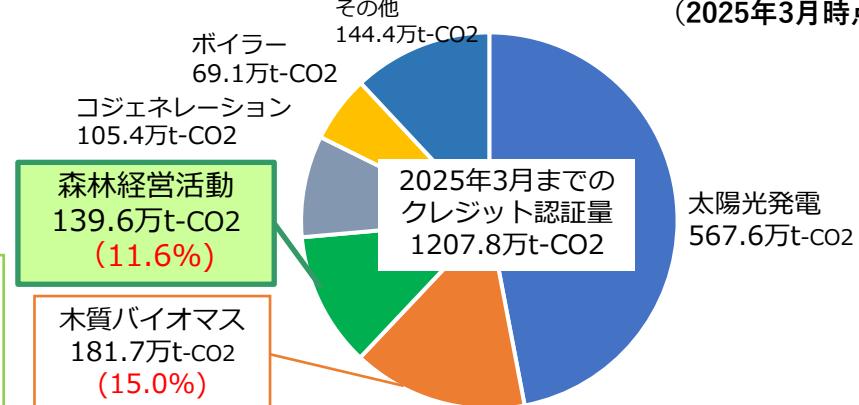
□ J-クレジットの需要拡大【令和5年～】

- 令和5年度に試行フェーズが始まるGXリーグの排出量取引（GX-ETS）において、目標未達の場合は他社の超過削減枠やJ-クレジット等の調達を行うルールを導入。また、令和4年度のグリーン購入法の基本方針改定において、一部の品目において「カーボン・オフセット」の実施を「配慮事項」に追加。

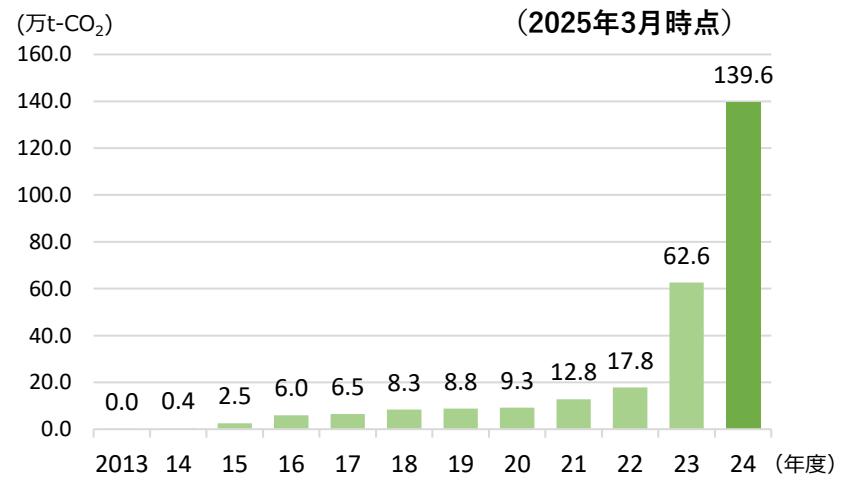
□ J-クレジットの取引の活性化【令和5年】

- 東京証券取引所では、カーボンクレジット取引市場の実証（令和4年度に経産省からの委託により実施）を経て、令和5年10月11日に市場を開設して森林由来J-クレジットを含むJ-クレジットの売買を開始。

■ J-クレジット制度における認証クレジットの方法論別内訳（2025年3月時点）

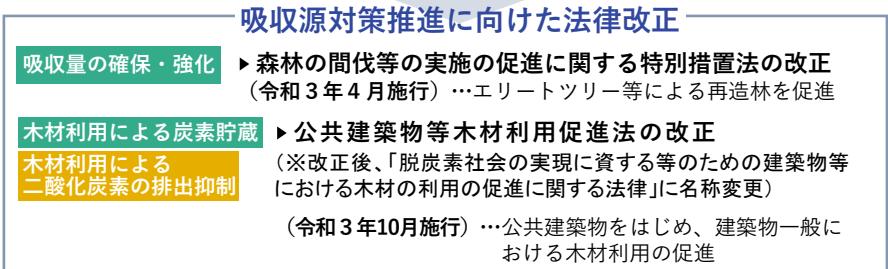
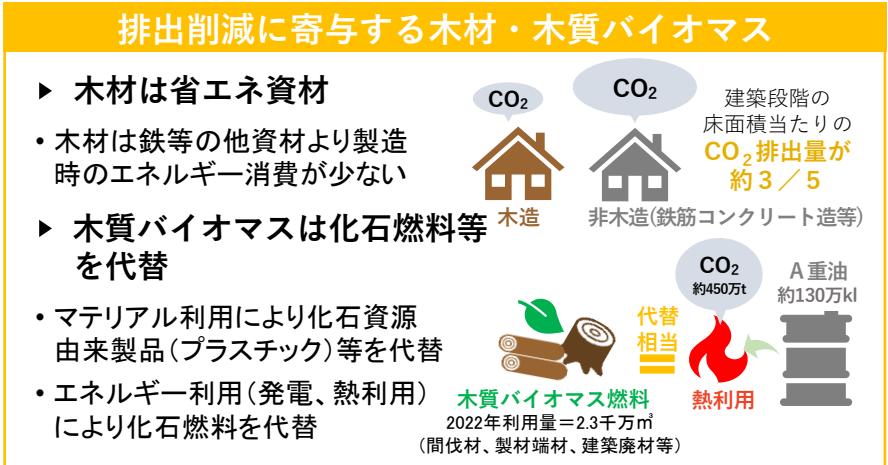
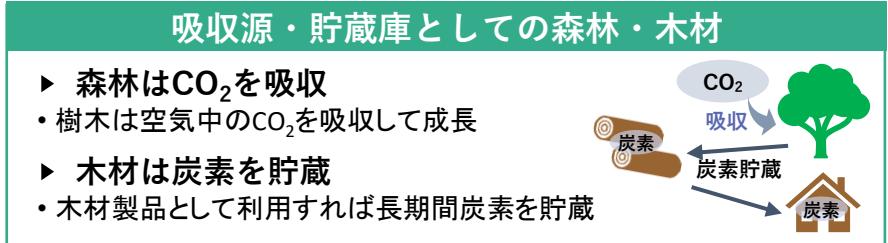


■ 森林由来J-クレジット認証量の推移（累計）（2025年3月時点）



⑦ ネット・ゼロ実現への貢献に向けた取組

- 2050年ネット・ゼロの実現に貢献するためには、適切な森林整備・保全、木材利用の促進等の森林吸収源対策を進め、森林資源を循環利用していくことが有効。
- このため、森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）に基づき、再造林や間伐等の森林整備、建築物等における木材利用の拡大、木質バイオマスの需要拡大等に取り組む。



- 我が国の森林の約6割は山村に位置し、全人口のわずか2.5%が管理を担っている中、人口減少に加え少子高齢化や就業人口の減少が全国に先行して進行。一方、コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化などを背景とした田園回帰の流れから、自然豊かな山村への移住に関心を示す都市部住民が若い世代を中心に増加傾向。
- 地域の林業・木材産業の成長発展に加え、広葉樹や特用林産物など地域資源の活用、里山における協働活動を通じた集落の維持・活性化、森林空間を活用し体験プログラム等を提供する森林サービス産業の推進による関係人口の拡大を推進。

■ 山村地域の面積と人口

区分	山村地域	全国	対全国比
総面積 (万ha)	1,789	3,780	47.3%
林野面積 (万ha)	1,513	2,477	61.1%
人口 (万人)	319	12,615	2.5%
高齢化率 (%)	40.6	28.0	—

資料:農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」

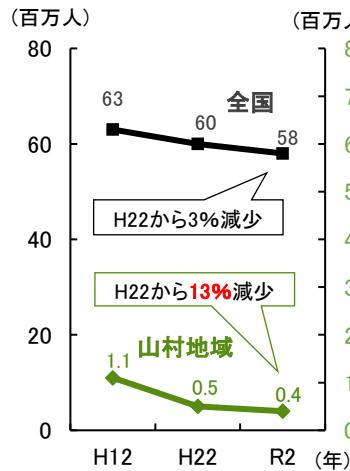
注1:山村地域の各種数値は農林水産省農村振興局で推計

注2:山村地域の総面積、林野面積、人口は振興山村の数値、

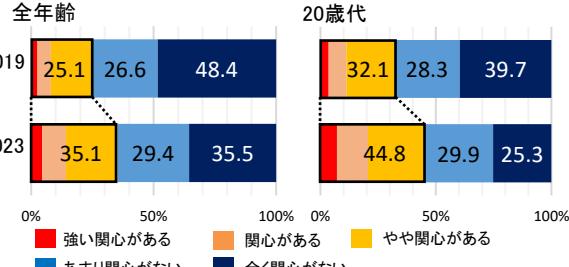
山村地域の高齢化率は全部山村(全域が振興山村である市町村)の数値

(振興山村とは、林野率が高く、人口密度が低い地域で、産業基盤および生活環境の整備等が十分に行われていない山村について、山村振興法に基づき指定された区域を指す)

■ 就業人口の推移



■ 地方移住への関心 (東京圏在住者)



<地方移住への関心理由(主なものを抜粋)>

- 人口密度が低く自然豊かな環境に魅力を感じたため [33.1%]
- テレワークによって地方でも同様に働くと感じたため [22.6%]
- ライフスタイルを都市部での仕事重視から、地方での生活重視に変えたいため [20.9%]

資料:農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」

注1:山村地域の就業人口は農林水産省農村振興局で推計

注2:山村地域の就業人口は全部山村

(全域が振興山村である市町村)の数値

■ 山村振興に向けた対応方向

▶ 地域資源の活用

- 地域の林業・木材産業の成長発展
- 他産業との複合的な収入の確保
- 「森林サービス産業」による就業機会の創出 など

事例 林業と福祉が連携した乾しいたけ生産の取組 (宮崎県高千穂町)

乾しいたけの加工及び販売会社と、社会福祉施設が連携して、しいたけの生産を開始。



しいたけの植菌作業の様子

▶ 集落の維持・活性化

- 里山林の保全管理・利用など協働活動の促進
- 緑の雇用事業や地域おこし協力隊など様々な枠組みを活用した定住者の確保 など

事例 集落での獣害抑制につながる森林整備 (熊本県宇土市)

自治会が組織する団体が、荒廃しイノシシ等の棲み処になっている里山において、除伐、侵入竹の伐採などを実施。



地域住民による森林整備の様子

▶ 関係人口の拡大

- 「森林サービス産業」による山村地域での新たな雇用と所得機会の創出
- 森林環境教育による子供たちの理解・関心の向上 など

事例 森林空間を活用した企業研修等の受入 (長野県小海町)

森林療法を取り入れたウォーキングやヨガ、焚火等のヘルツツーリズムプログラムを作成し、企業の研修やワーケーション等に提供。



森林内でのヨガの様子

2 森林 ⑨ (参考) 森林の循環利用とSDGsの関係

- 森林・林業・木材産業は、目標15「陸の豊かさも守ろう」を中心に、様々なSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）に貢献。
 - 環境問題など持続可能性への関心の高まりから、林業・木材産業関係者に加え、様々な主体による森林との多様な関わりが広がりつつあり、森林の整備・保全や地域活性化にもつながっている。



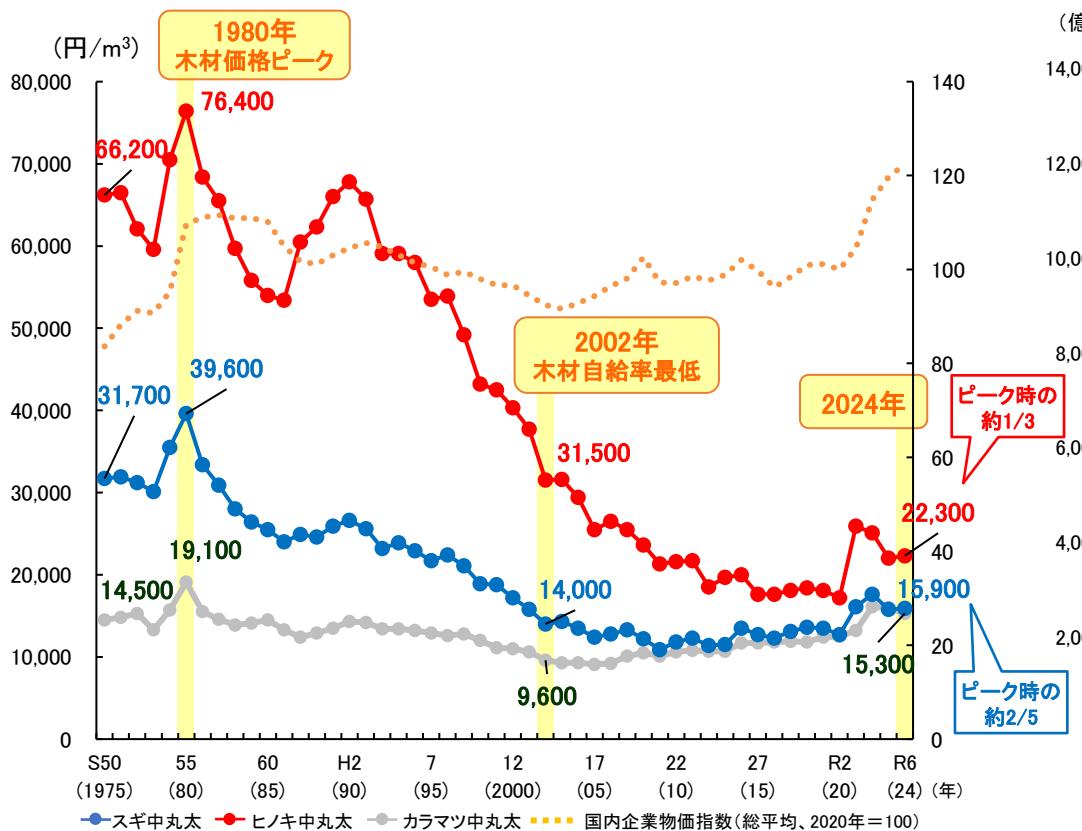
注1: アイコンの下の文言は、期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。

2:このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

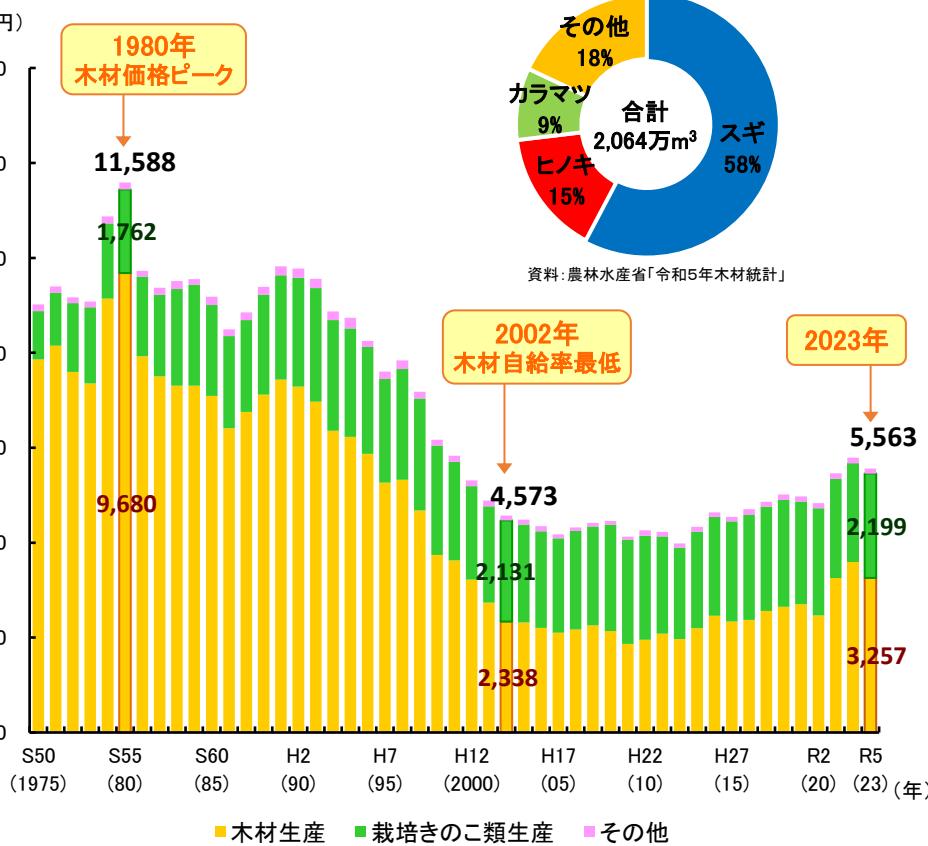
3 林業 ① 林業生産の動向

- 木材価格は高度経済成長に伴う需要の増大等の影響により1980年にピークを迎えた後、木材需要の低迷や輸入材との競合等により長期的に下落。近年はほぼ横ばいで推移してきたが、2021年には世界的な木材需要の高まりや海上輸送運賃の上昇により輸入木材の価格が高まり、代替需要により国産材の価格も上昇（いわゆる「ウッドショック」）。2023年にかけては下落傾向にあったものの、以降概ね横ばいで推移しており、価格上昇前の2020年の価格よりは高値の状況。
- 林業産出額については、近年増加傾向で推移。2023年は、製材用素材等の価格の低下や生産量が減少したこと等により木材生産の産出額が減少したため、前年に比べ4.0%減少し、5,563億円となった。

■ 木材価格の推移



■ 林業産出額の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」「木材価格」、日本銀行「企業物価指数(日本銀行時系列統計データ検索サイト)」

注1：素材価格は、それぞれの樹種の中丸太(径14~22cm(カラマツは14~28cm)、長さ3.65~4.00m)の1m当たりの価格。

注2：2013年の調査対象の見直しにより、2013年の「スギ素材価格」のデータは、前年までのデータと必ずしも連続しない。

注3：2018年の調査対象の見直しにより、2018年以降のデータは、2017年までのデータと必ずしも連続しない。

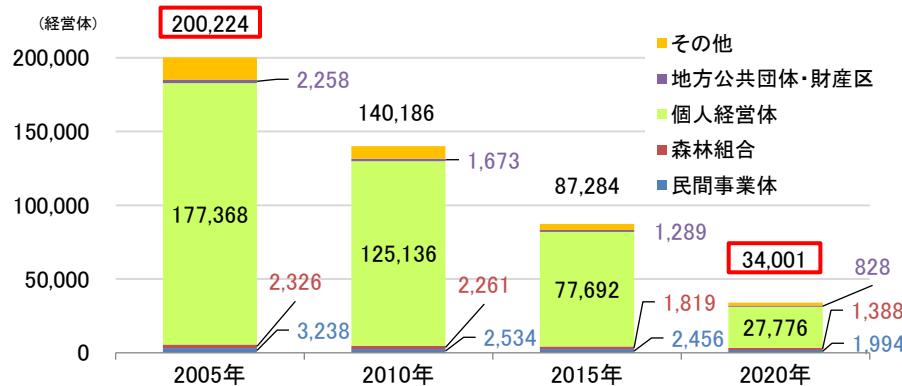
資料：令和5年農林水産省「林業産出額」

注1：「その他」は、薪炭生産、林野副産物採取。

注2：木材生産は、平成23年以降に燃料用チップ素材の産出額を含む。

- 2020年の林業経営体数は約3.4万経営体で、2005年の約20万経営体から大幅に減少。一方、1林業経営体当たりの平均素材生産量は増加し、規模拡大が進行。
- 素材生産量の8割は森林所有者からの受託や立木買いによるもの。また、会社や森林組合等が素材生産の8割を担う。
- 林業従事者の年間平均給与は、全産業平均より100万円程度低く、30代以降給与の伸びが鈍化。所得の向上が課題。

■ 林業経営体数の推移

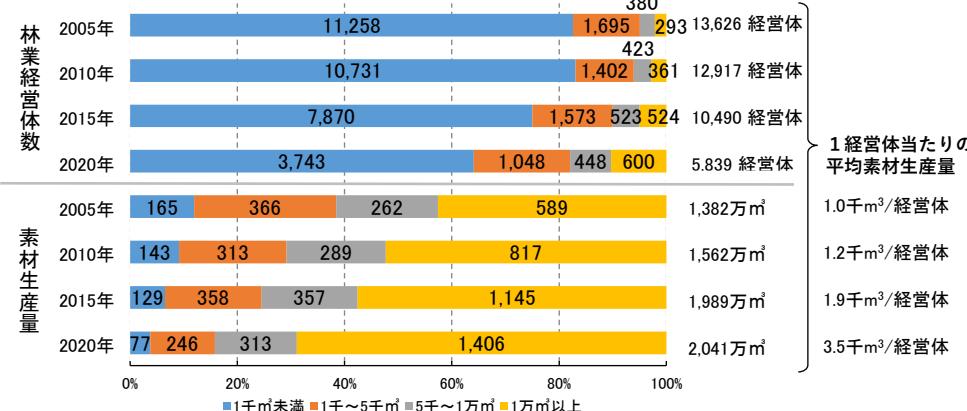


資料：農林水産省「農林業センサス」

注1：林業経営体とは、①保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うか、森林經營計画を作成している、②委託を受けて育林を行っている、③受託や立木の購入により過去1年間に200m³以上の素材生産を行っている、のいずれかに該当する者をいう。

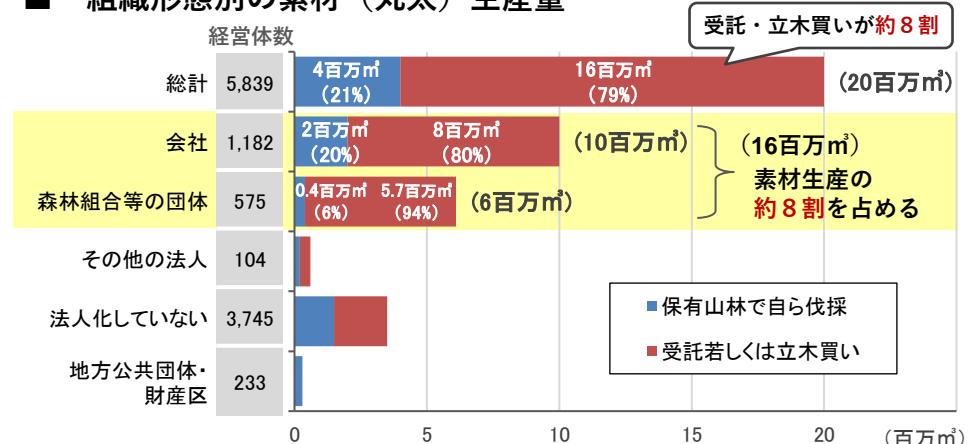
注2：個人経営体とは、家族で経営を行っており、法人化していない林業経営体。

■ 素材生産量規模別の林業経営体数・素材生産量の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」(組替集計)。林業経営体数は、過去1年に素材生産を行った林業経営体の数を集計。

■ 組織形態別の素材(丸太)生産量



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

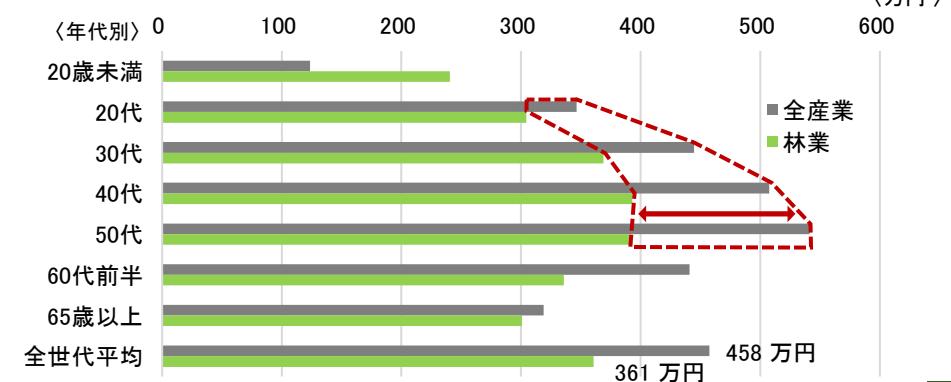
注1：「林業経営体数の推移」(左上のグラフ)の林業経営体のうち、過去1年に素材生産を行った林業経営体について集計。

注2：会社とは、株式会社、合名・合資会社、合同会社などをいう。

注3：「他の法人」とは、一般社団法人、宗教法人などをいう。

注4：「法人化していない」とは個人経営体であり、例えば専ら自家労働等により施業を実行する自伐林家などが該当する。

■ 全産業と林業従事者の年間平均給与

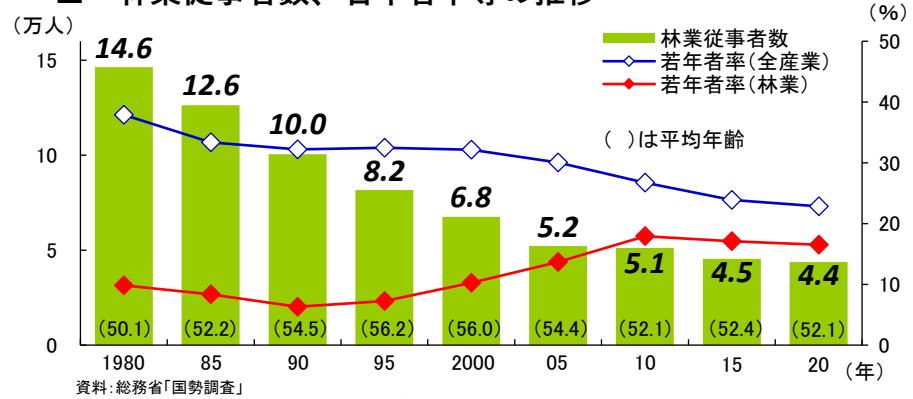


資料：民間給与実態統計調査(R4)、林野庁業務資料

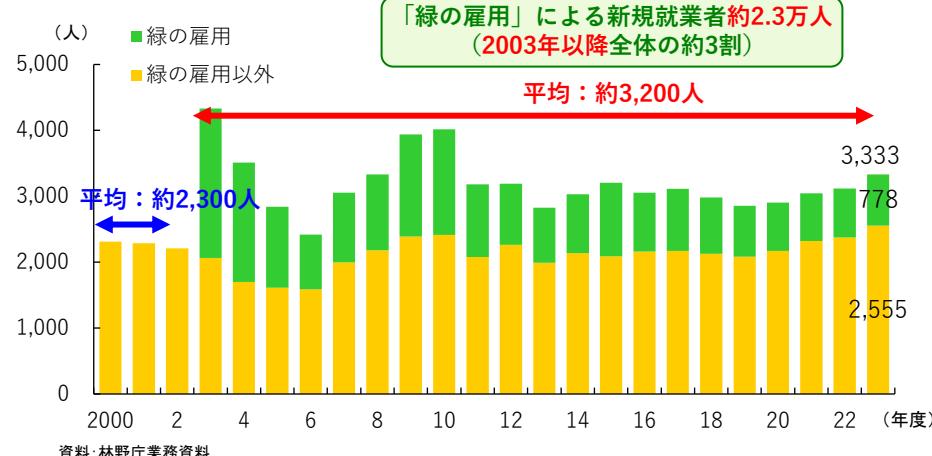
3 林業 ③ 人材の育成・確保、労働安全

- 林業従事者は長期的には減少傾向にあるが、2015年から2020年にかけては横ばいに転じ、4.4万人。全産業の若年者率が低下する中、林業ではおむね上昇傾向。
- 「緑の雇用」事業等により、新規就業者を確保し、現場技能者として段階的・体系的に育成。また、雇用管理の改善と労働災害防止対策を推進。林業における労働災害の発生率は他産業と比べ高く、更なる改善が喫緊の課題。
- 林業分野の外国人労働者は、2024年10月末時点で234名と少ない中、2024年9月に林業が技能実習2号・3号移行対象職種と特定技能1号の対象にそれぞれ追加。

■ 林業従事者数、若年者率等の推移



■ 新規就業者数の推移



■ 「緑の雇用」事業等による現場技能者の確保・育成

(林業経営体)

※森林組合、民間事業体、森林所有者(林家)
経営者 従業員

現場に指示
(現場技能者)
※ 施業実行を担う者

就業前

林業への就業に向けて、林業大学校等において学ぶ青年

- 学生へ給付金を支給

就業後 (1~3年目)

林業作業士(フォレストワーカー)

(5年目~)

現場管理責任者(フォレストリーダー)

(10年目~)

統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)

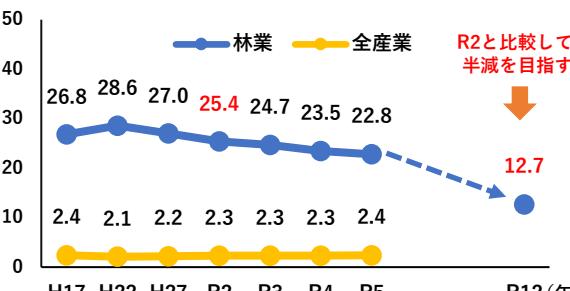
- 現場の効率的な運営や統括管理に必要な知識・技術等の習得研修を支援

(隨時)

林業事業体の自主的な安全活動の促進

- 労働安全の専門家による安全指導等を実施

■ 死傷年千人率の目標



▶ 主な林業労働安全対策

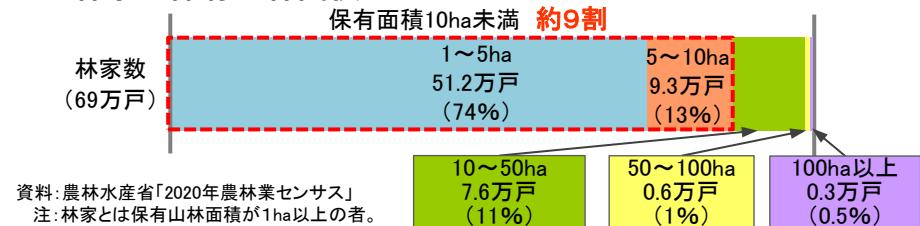


3 林業

④ 森林の経営管理に関する取組

- 我が国の森林保有構造は、保有面積10ha未満が林家数の約9割を占めるなど、小規模、零細。また、森林所有者の世代交代や不在村化等から、所有者の特定が困難な森林、経営意欲のない森林が多数存在。
- 意欲ある者が複数の所有者の森林を取りまとめ、経営管理を一括して実施する「集積・集約化」を推進するため、森林経営計画の作成促進とともに、市町村における林地台帳制度、森林経営管理制度に基づく取組を推進。

■ 林家の保有山林面積



■ 所有者不明森林の存在

(登記簿情報だけでは所有者に連絡が付かない割合)

宅地	農用地	林地	合計
20.8%	23.1%	29.8%	24.0%

資料:国土交通省

「令和2年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」
注:ここで「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人(土地所有者)の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

■ 土地を手放したい者の存在

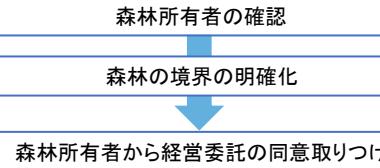
宅地	農用地	林地
6%	20%	33%

資料:国土交通省

「H30個人土地所有者向けアンケート結果について」
(平成31年4月)
所有するすべての土地を手放したい所有者の割合

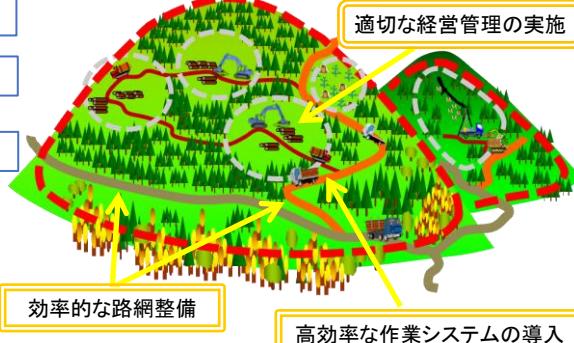
■ 森林の経営管理の集積・集約化

【林業経営者等による集積・集約化の流れ】



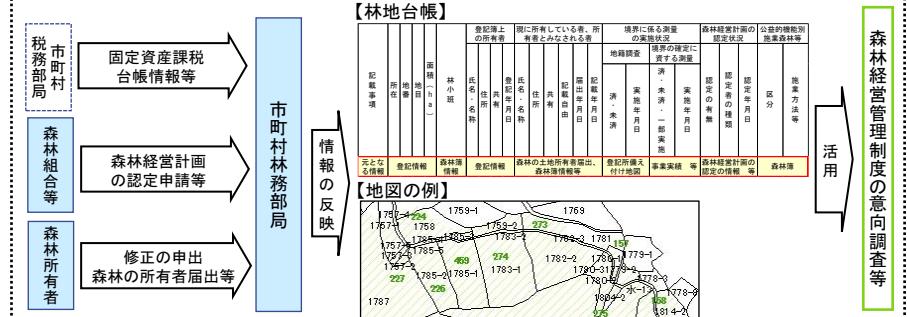
市町村等が認定する
森林経営計画の策定等により
一體的なまとまりのある森林において
効率的な森林施業を実施

【経営管理の集積・集約化の効果(イメージ)】



■ 林地台帳制度の概要

- 市町村が民有林の所有者や境界測量の状況などをまとめた林地台帳を整備
- 台帳情報の一部を公表するとともに、森林所有者や森林組合・林業事業体等へ情報提供



■ 森林経営管理制度の概要

- 経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築。
- 2019年4月の制度開始から5年が経過し、1,132市町村において取組を実施。

主な実績	意向調査実施面積	市町村への委託	林業経営者への再委託
2023年度末(累計)	約103万ha	約23,200ha	約3,200ha

(2026年度末までに170万haの意向調査が実施されるよう取組を推進。)



- 森林の公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」により、令和元年度から森林環境譲与税を市町村及び都道府県に譲与。令和6年度から森林環境税の課税開始。

■ 森林環境税・森林環境譲与税の概要

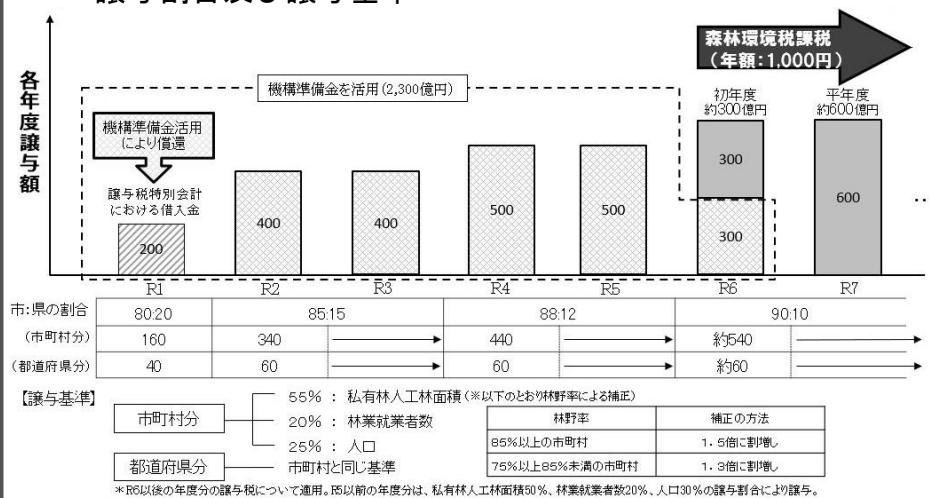
▶ 森林環境税(令和6年度から課税)

個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収。

▶ 森林環境譲与税(令和元年度から譲与)

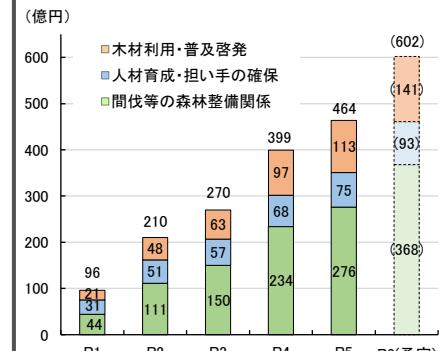
- 市町村及び都道府県に対し、私有林人工林面積(※林野率により補正)(55%)、林業就業者数(20%)、人口(25%)により按分して譲与。
- 市町村の使途は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する施策。

○ 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準



■ 自治体における取組状況

○ 用途別の活用額



※ 活用額・取組実績は総務省・林野庁調べ。

※ 活用額のうちR6予定の金額については、令和6年6月時点での聞き取り結果をとりまとめたもの。

○ 市町村における主な取組実績

主な取組実績	R1	R2	R3	R4	R5
森林整備面積(うち間伐面積)	約0.6万ha (約0.4万ha)	約1.8万ha (約1.0万ha)	約3.1万ha (約1.4万ha)	約4.3万ha (約2.0万ha)	約5.2万ha (約2.3万ha)
林道・森林作業道等の整備	約9.0万m	約23.8万m	約42.0万m	約51.4万m	約86.7万m
木材利用量	約0.5万m ³	約1.3万m ³	約2.3万m ³	約2.8万m ³	約3.1万m ³
イベント・講習会等	約900回	約1,000回	約1,800回	約2,400回	約2,600回

○ 取組事例

【愛媛県西条市】

森林経営管理制度に基づく
市町村による間伐の実施



【奈良県、県内5市町村】

林務行政の専門職員(県職員)
を市町村へ長期派遣



【大阪府茨木市】

文化・子育て複合施設の内装
及び家具の一部木質化



市町村等における効果的な取組の推進を図るため、林野庁として、優良事例の横展開とともに、都道府県と連携して、研修の開催・個別の助言等を通じて市町村をサポート

森林環境譲与税の全国の活用状況や取組事例についての林野庁HP

URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyouzei/231018.html>

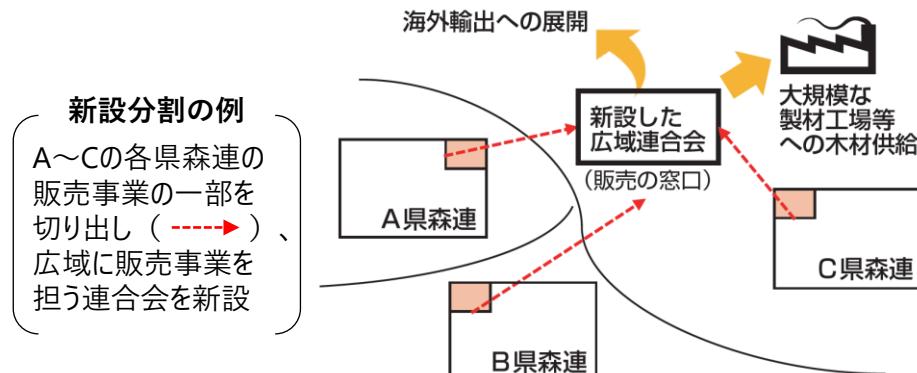
3 林業 ⑥ 経営基盤・経営力の強化

- 森林経営管理制度の創設等を受け、地域の林業経営体の経営基盤・経営力を強化し、山元への一層の利益還元を進めていくことが必要。このような中、森林組合が販売事業の拡大に向けて組合間の事業連携等を推進できるよう、森林組合法を改正（令和3年4月施行）。
- 集約化を担う森林施業プランナーやその支援等を行う森林総合監理士に加え、木材の有利販売等を担う森林経営プランナーの育成を推進。

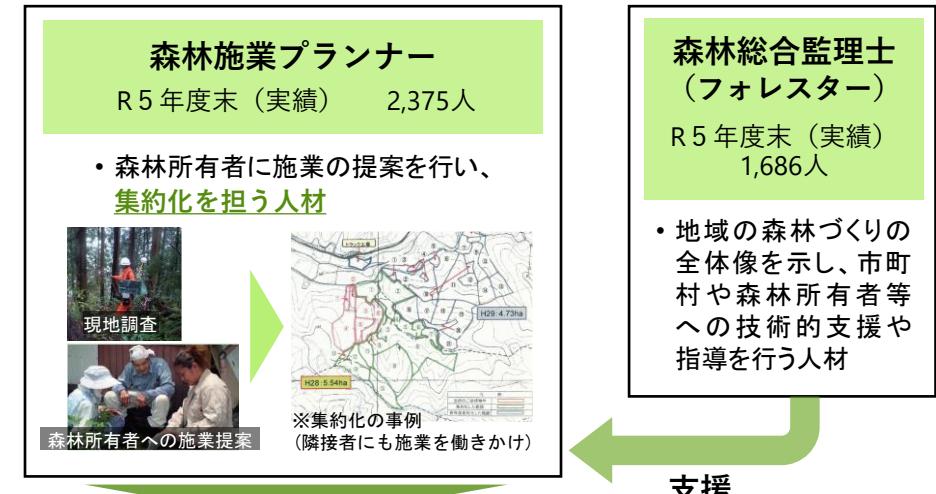
■ 改正森林組合法の概要

項目	内容
組合間の多様な連携手法の導入	○森林組合の経営基盤の強化に向けて、事業ごとの連携強化可能となる枠組みとして、事業譲渡、吸収分割及び新設分割を導入。
正組合員資格の拡大	○同一世帯に属していない子も含めて、推定相続人が経営に参画していれば正組合員となることができるようすること等を措置。
事業の執行体制の強化	○新たな需要先の開拓のためマーケティング強化が重要であることから、販売事業等に関し実践的な能力を有する理事の配置を義務付け。 ○若年層や女性の参画を促進するため、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないことへの配慮規定を設置。 ○組合員への利益還元等を促すため、森林組合は「森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」旨を明記。

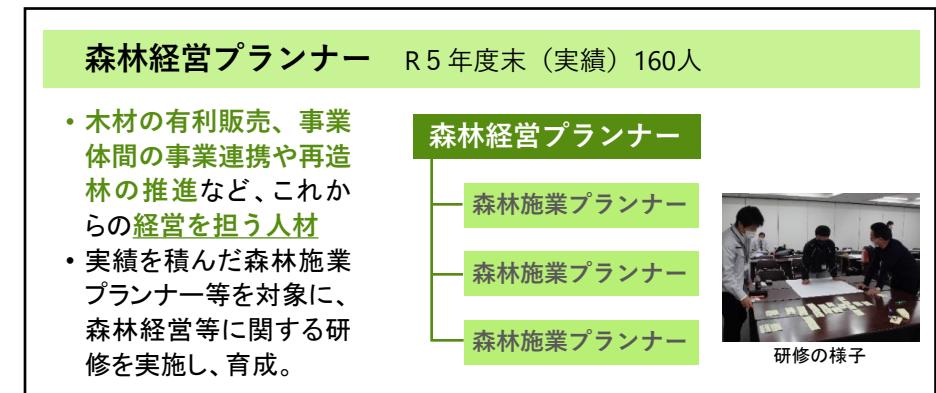
<組合間の多様な連携手法の導入（イメージ）>



■ 施業の集約化、経営力強化を担う人材の育成



支援

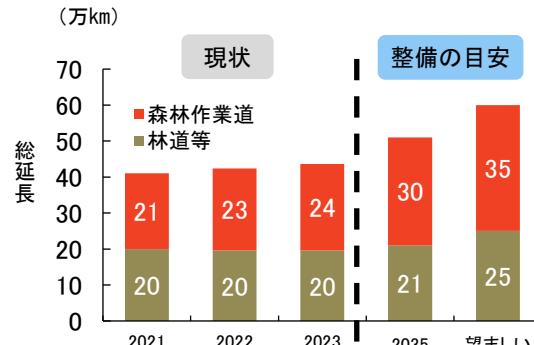


- 路網の総延長は増加しているものの、木材輸送などに重要な林道の整備が遅れている。路網の整備を引き続き進めるとともに、災害の激甚化、走行車両の大型化等に対応できるよう、改築・改良により路網の強靭化・長寿命化を図る。
- 傾斜など現場の状況に応じた効率的な作業システムの普及・定着や、リモートセンシング技術やICTを活用した森林資源調査・生産管理等により、生産・流通コストの低減を図る。

■ 路網の区分及び役割



■ 路網の現状と整備の目安

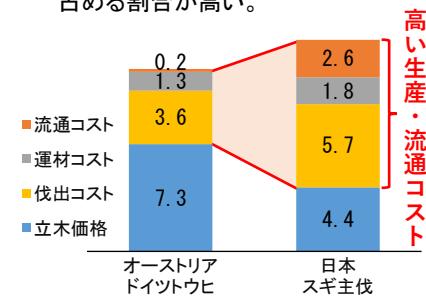


資料:林野庁業務資料

注:林道等には、「主として木材輸送トラックが走行する作業道」を含む。

■ 丸太生産にかかるコスト比較

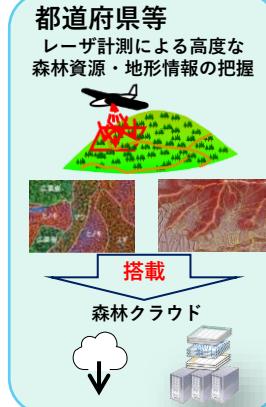
木材価格のうち、生産・流通コストの占める割合が高い。



■ 高性能林業機械を使用した作業システムの例



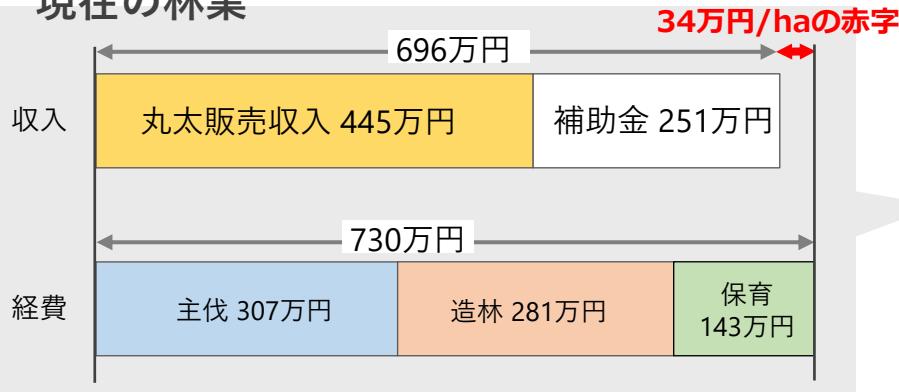
■ ICT（情報通信技術）を活用した生産管理の導入事例



3 林業 ⑧ 新しい林業の展開

- 現在、我が国の林業は、厳しい自然条件下での人力作業が多く、軽労化・効率化が課題。また、このような背景から、木材（丸太）販売収入に対して、伐採から再造林・保育に係る経費が高くなってしまっており、伐採後の再造林が低位。
- このため、森林の経営管理の集積・集約化、路網整備の推進に取り組むとともに、新技術を活用した機械化・デジタル化や成長に優れたエリートツリー等の導入などにより、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする、「新しい林業」の実現を目指す。

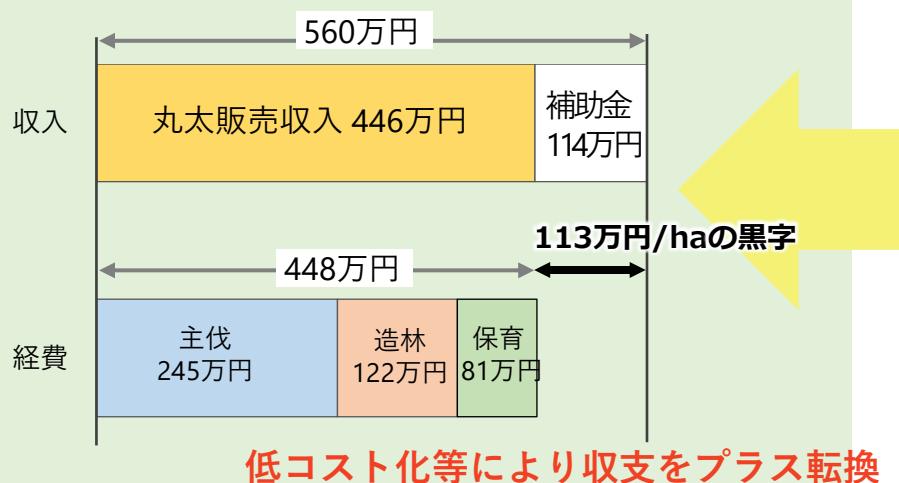
現在の林業



人が基本の作業



新しい林業（目指す姿）



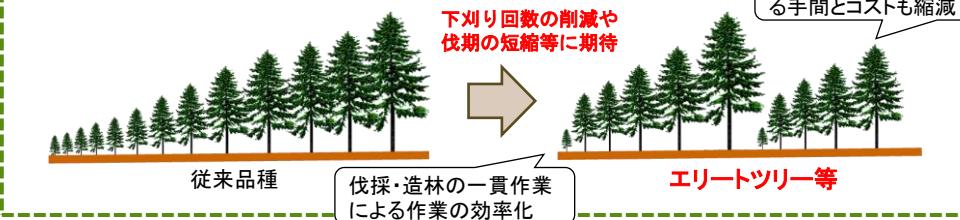
新技術の活用による低コスト化

林業機械の自動化・遠隔操作化



エリートツリー等の導入などによる低コスト化(伐期短縮も可能に)

標準的な伐期 (50年→30年)



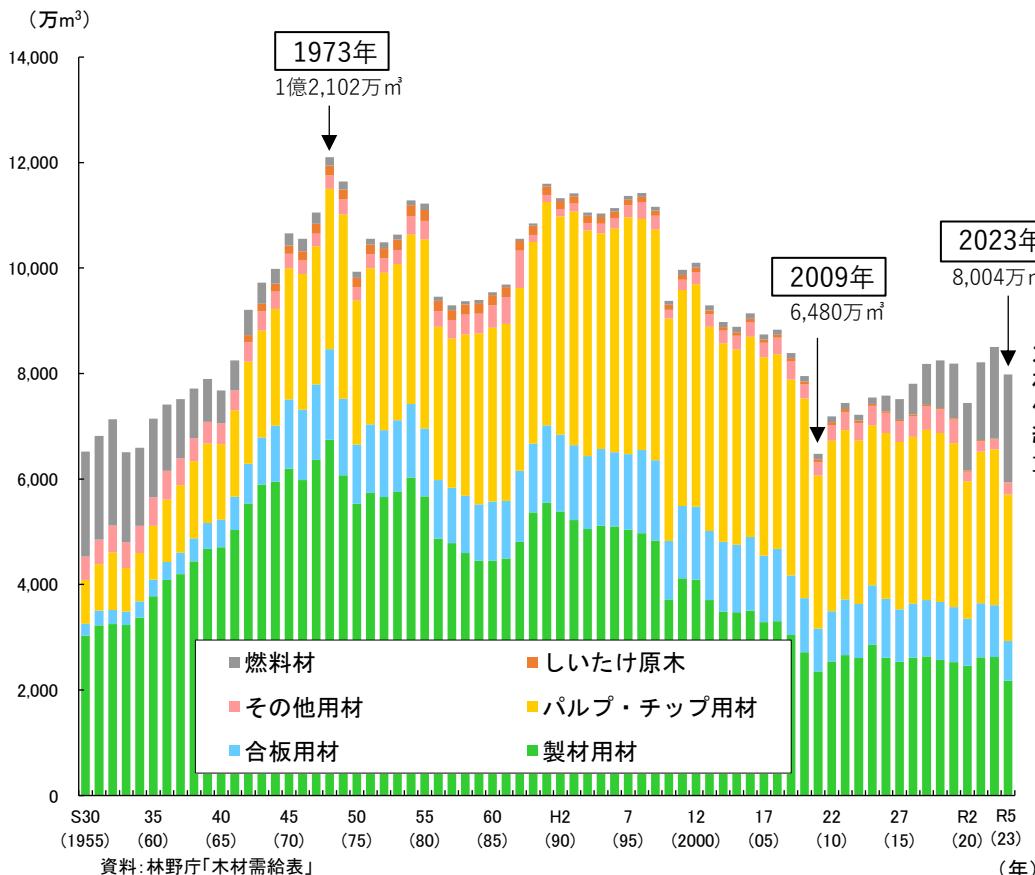
資料：林野庁「林業経営と林業構造の展望②」(林政審議会(令和2年11月16日)資料3)をもとに作成。値は施業地1ha単位の試算。

4 木材産業

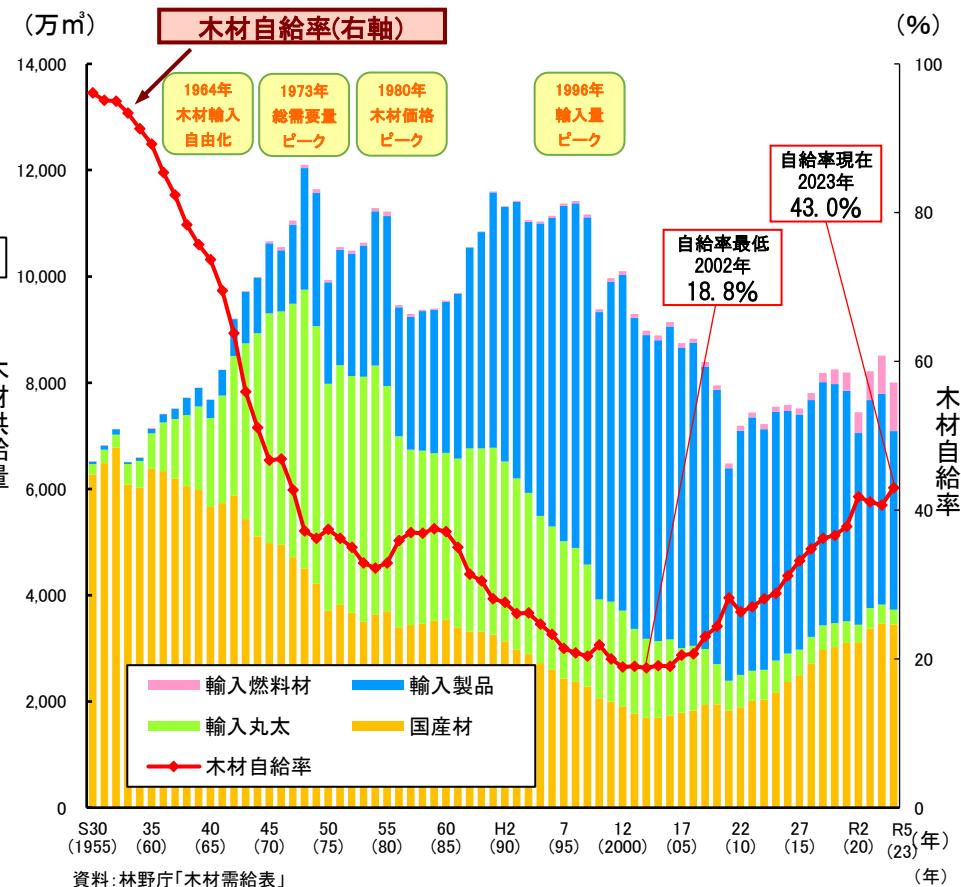
① 木材需給の動向

- 木材需要量は、住宅着工戸数の減少等を背景として1996年以降は減少傾向で推移していたが、近年は回復傾向。また、「再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）」の導入に伴う木質バイオマス発電施設の増加により、燃料材の需要量が増加。
- 木材供給量については、木材輸入量が1996年をピークに減少傾向で推移する一方、国産材の供給量は、2002年を底に増加傾向。木材自給率も、2002年の18.8%を底に上昇傾向で推移し、2023年は43.0%。

■ 木材の需要量の推移



■ 木材の供給量の推移

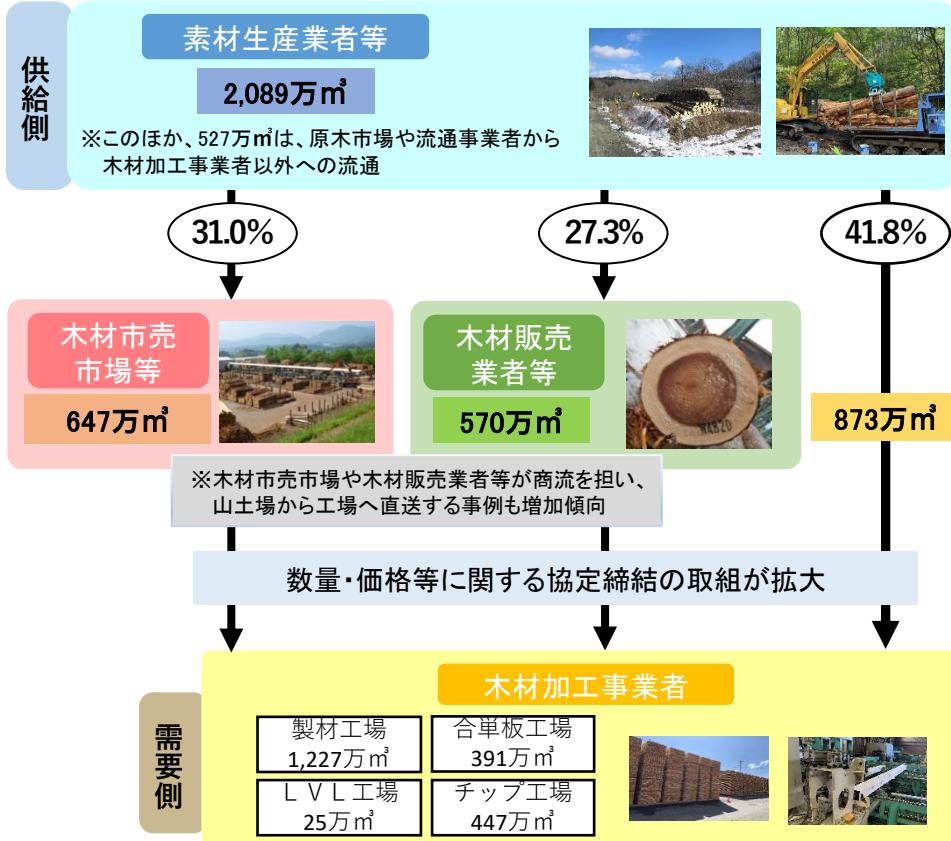


4 木材産業

② 木材の生産・流通の状況

- 我が国の木材の生産・流通については、これまで原木市売市場を経由する場合が大半を占めていたが、近年は、素材生産事業者等と木材加工事業者との間で事前に原木取引の数量や価格に関する協定を締結し、原木市売市場等を経由せずに山土場や中間土場から工場へ直送する取組が拡大。
- 国産材の安定的かつ効率的な供給に向けて、協定取引や直送等の取組のほか、ICTの活用等を図る。

■ 木材加工・流通の現状



<協定取引・直送のメリット>

- 安定した量と価格での原木供給
- 木材需要に応じた最適な生産流通経路を実現

■ 流通の効率化に向けた取組事例

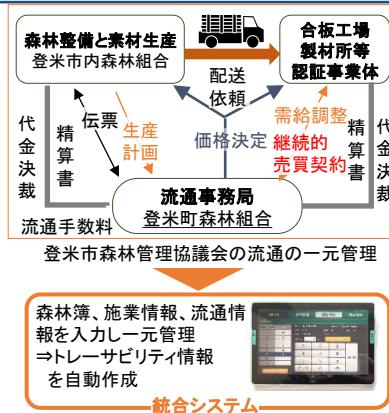
ノースジャパン素材流通協同組合

- 約200社の小規模の素材生産業者を取りまとめ、ロット確保や出荷調整、規格・品質の山元への周知徹底を行い、量と質の両面で安定した供給力を確保。
- 令和元年度の素材出荷実績は57万m³まで増加し、合板、製材、集成材、バイオマス用材などトータルでの販路を確保。
- 組合員に対する研修会の開催や、低コスト造林の実証事業等の取組も展開。



とよま登米町森林組合

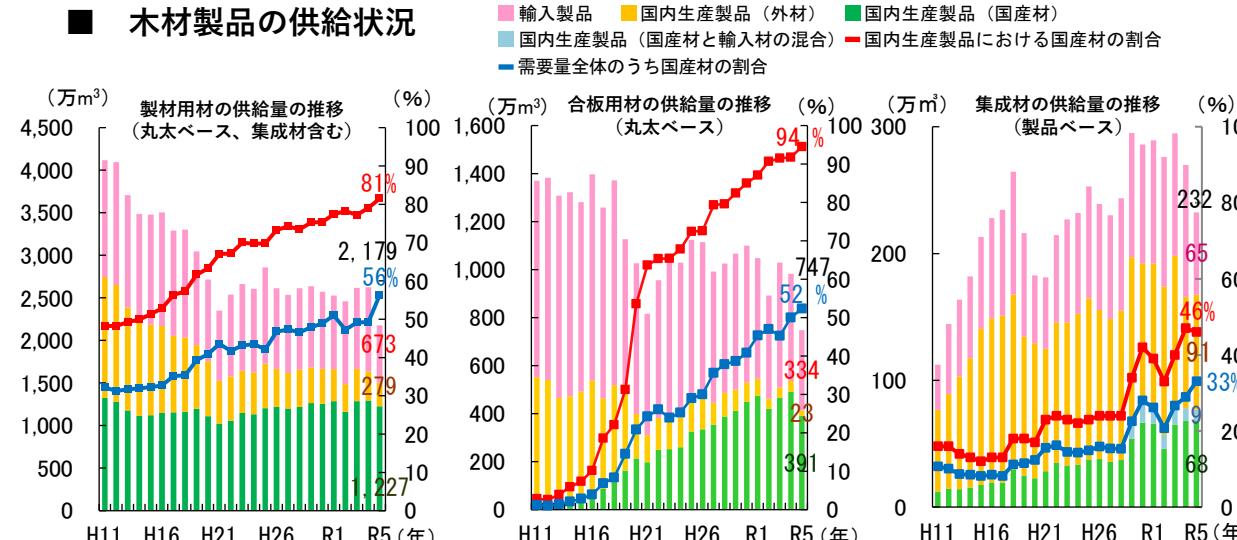
- FSC認証に取り組む「^{とよま}登米市森林管理協議会」に参画し、地域の認証材流通を一元的に管理。
- 素材の生産管理から流通までの過程を一元管理し、トレーサビリティを確保する新たなシステム（「統合システム」）を構築。
- タブレット端末から納品情報を入力して管理することで、事務処理コストの低減を実現。



③ 木材産業の状況

- 国内の製材工場、合板工場、集成材工場における国産材使用割合は増加傾向で推移。
- 木材需要の大半を占める戸建て住宅において、国産材利用量を増加させるためには、横架材など国産材利用割合の低い部材等における国産材利用拡大が重要であり、品質性能の確かな国産材製品の供給が必要。
- そのため、寸法安定性に優れたJAS材、KD（人工乾燥）材、集成材等の低コストで安定的な供給を推進する必要。

■ 木材製品の供給状況



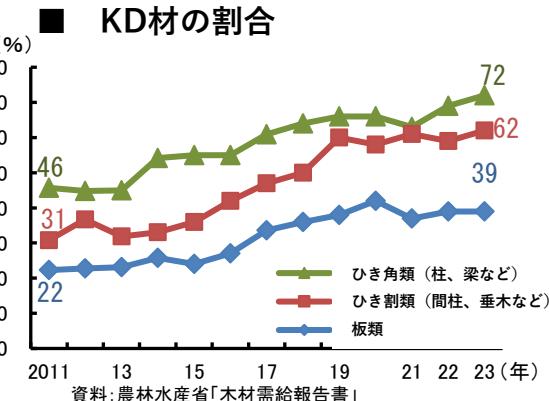
資料：農林水産省「木材統計調査」、林野庁「木材需給表」、日本集成材工業協同組合調べ、財務省「貿易統計」より林野庁作成。

■ 国内生産製品のJAS格付率

区分	格付率
製材全体	13%
構造用製材	27%
集成材	93%
合板	77%

資料：農林水産省「木材需給報告書(R4)」、
農林水産省業務資料
注：構造用製材は「ひき角」(短辺7.5cm以上)

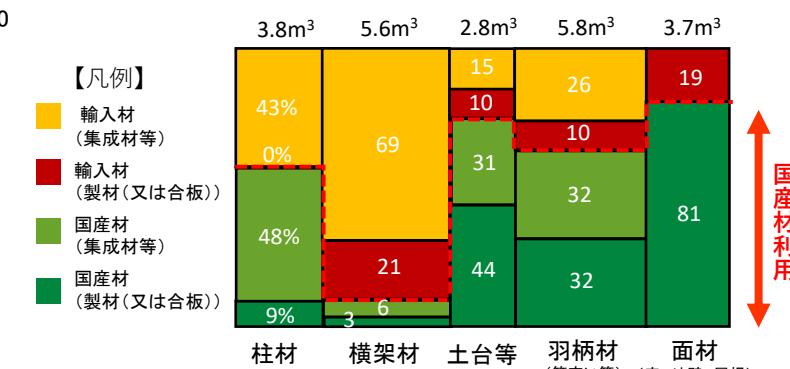
■ KD材の割合



資料：農林水産省「木材需給報告書」

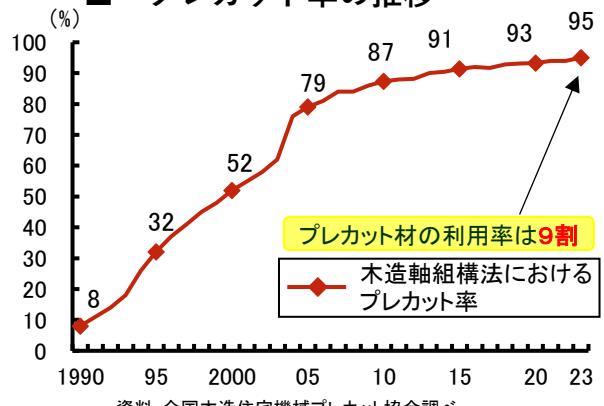
■ 木造住宅の部材別木材使用割合

▶ 比較的大きな住宅供給会社等



資料：「木造軸組工法住宅における国産材利用の実態調査報告書(第7回)」(木住協)を踏まえて
林野庁木材産業課作成

■ プレカット率の推移



プレカット材
写真：全国木造住宅機械
プレカット協会

- 製材工場については、規模拡大が進み少数の大規模工場のシェアが上昇。合板工場については、輸入材から国産材への原料転換に伴い、近年、国産材を活用した大規模な工場が増加。今後も実需者のニーズに対応し製品を供給するために、工場の特性に応じた取組を推進。
- 大規模な製材・合板工場では、外材や他資材に対抗できる品質性能の確かな製品を低コストで安定供給できる体制整備を通じて「国際競争力」の向上が必要。
- 中小の地場製材等では、地域の多様なニーズに柔軟に応える多品目製品の供給等により、「地場競争力」の向上が必要。

■ 規模別工場数と国産原木消費量（推計含む）

【製材工場】

国産原木消費量	製材工場数(国産原木消費量)	
	H16	R5
10万m ³ ～	0 (0)	13 (253万m ³)
5～10万m ³	13 (85万m ³)	25 (179万m ³)
1～5万m ³	194 (370万m ³)	190 (411万m ³)
～1万m ³	9,213 (692万m ³)	3,521 (384万m ³)
計	9,420 (1,147万m ³)	3,749 (1,227万m ³)

【合板工場】

国産原木消費量	合板工場数(国産原木消費量)	
	H16	R5
20万m ³ ～	0 (0)	5 (138万m ³)
10～20万m ³	1 (14万m ³)	14 (197万m ³)
1～10万m ³	11 (28万m ³)	6 (42万m ³)
～1万m ³	275 (13万m ³)	139 (14万m ³)
計	287 (55万m ³)	164 (391万m ³)

資料:林野庁業務資料、農林水産省「木材統計調査」

■ 木材加工・流通体制の整備の方向性

国際競争力の強化

大規模工場では、品質性能の確かな製品を、低コストで安定的に供給できるよう、引き続き加工・流通施設の効率化を推進。また、中規模工場では工場間連携など規模拡大を支援。

大規模製材工場
(中国木材株式会社)集成材の生産ライン
(協和木材株式会社)

地場競争力の強化

単価の高い板材や、平角などの多品目の製品生産、地域の木材生産・製材工場・工務店など関係者が連携し、地域のニーズに対応した特色ある取組(顔の見える木材での家づくり等)を促進。

【(有)尾方製材(熊本県湯前町)】



製材



天然乾燥材

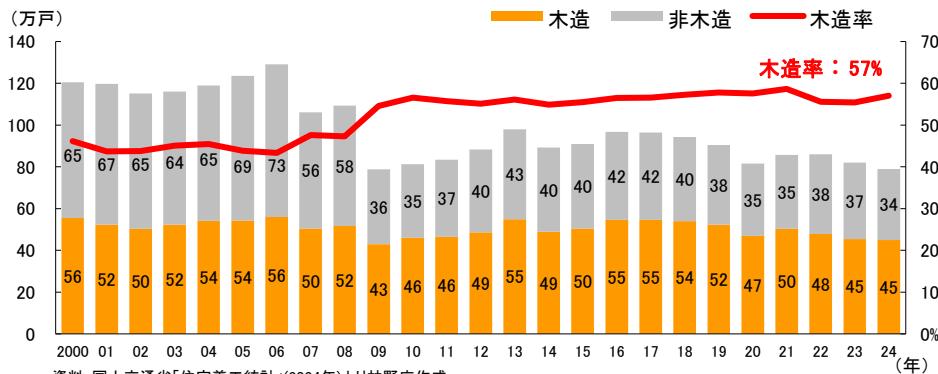


地域材を活用した住宅

⑤ 木材利用の状況

- 国内の人口減少が進み、中長期的には住宅需要の減少が見込まれる中、住宅分野における国産材利用に加えて、これまで木材があまり使われてこなかった中高層建築物や非住宅建築物などでの新たな木材需要の創出が必要。
- 平成22年に制定された公共建築物等木材利用促進法を端緒に、公共建築物での木材利用が進展。さらに、木材を活用した非住宅建築物等の事例も増加。

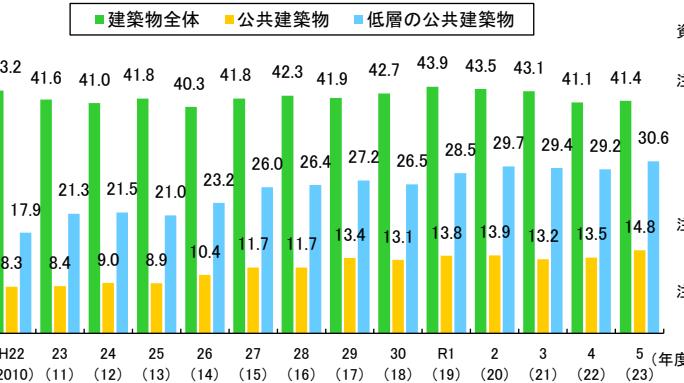
■ 新設住宅着工戸数の推移



資料：国土交通省「建築着工統計」(2024年)より林野庁作成。

注：新設住宅着工戸数は、一戸建、長屋建、共同住宅(主にマンション、アパート等)における戸数を集計したもの

■ 建築物の木造率の推移



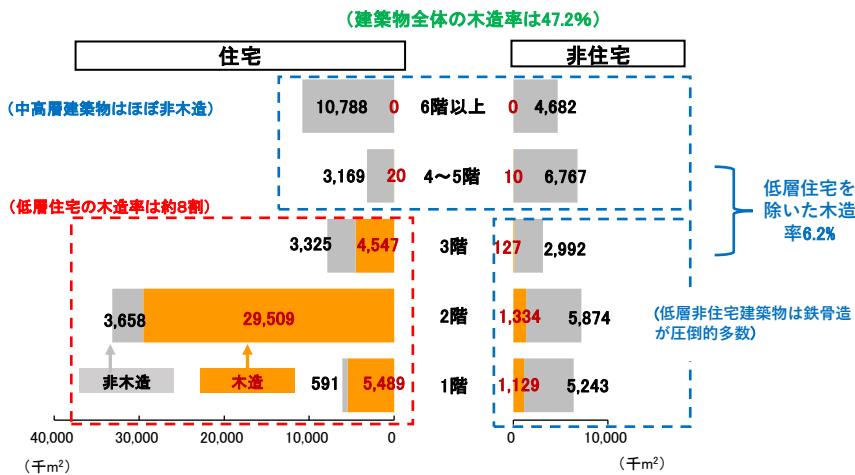
資料：国土交通省「建築着工統計調査(令和5年度)」のデータを基に林野庁が試算

注1：「木造」とは建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)に木材を使用したものという。建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類する。

注2：木造率の試算の対象には住宅を含む。また、新築、増築及び改築を含む(低層の公共建築物については新築のみ)

注3：「公共建築物」とは、国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物をいう。

■ 階層別・構造別の着工建築物の床面積



資料：国土交通省「建築着工統計調査2024年」より林野庁作成。

注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたものとした。

■ 中高層建築物及び非住宅分野での木材利用事例



商業ビル(東京都中央区)
(耐火木造12階建て)



商工会議所(埼玉県飯能市)



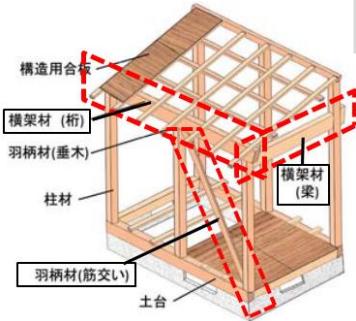
畜舎(岐阜県下呂市)

⑥ 国産材の需要拡大・利用促進に向けた取組

- 木造住宅における国産材使用割合の低い分野（横架材や羽柄材等）での国産材利用を拡大とともに、中高層建築物等の木造化・木質化を推進するため、製材や耐火部材・CLT等に係る技術開発・普及、木造建築物の設計者の育成などに取り組む。
- 加えて、コンクリート型枠、地盤改良用木杭等の土木分野、畜舎等への利用促進により、国産材の需要拡大を図る。

低層住宅における更なる国産材活用

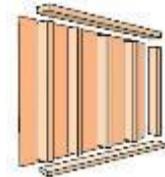
【木造軸組構法】



**横架材、羽柄材は
国産材の活用が低位**

- 横架材・羽柄材等**の技術開発・普及支援
- 内装材**や、**フロア材**等の技術開発・普及支援

【ツーバイフォー工法】



**枠組の部材は
国産材の活用が低位**

- 国産材2×4部材**に関する技術開発・普及支援



中高層建築物
(※木造の地上11階建て研修所)



木造非住宅建築物
(※JAS構造材を活用した商業ビル)

低層非住宅建築物・中高層建築物における需要拡大

▶ 製材等のJAS構造材

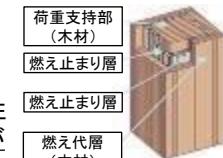
- 構造計算に対応できる、品質・性能の確かなJAS構造材の普及
- 一般流通材を活用した部材・構法の開発・普及



製材による大規模トラス

▶ 耐火部材

- 中高層建築物等に求められる耐火性能を有する部材を開発
- 3時間耐火部材が開発され、耐火性能の観点からは階数によらず木造が可能に



▶ C L T (Cross Laminated Timber/直交集成板)

- CLTを活用した先駆的な建築物の建築等の実証への支援等によりCLTの利用を拡大



スギのCLT

▶ 設計者などの人材育成

- 設計・施工等の技術講習会の実施
- 木質耐火部材やCLT等のマニュアルの作成・普及



▶ 内装材等の開発推進

- 施工が容易で、室内に無垢材をあらわし利用できる内装材の開発
- 天然広葉樹資源に代わる国産早生樹(センダン等)の開発・実用化



国産早生広葉樹種
による家具

土木分野における国産材の活用

▶ 公共土木工事での利用

- 治山事業等での率先した間伐材等の利用により、公共土木工事等における利用を促進

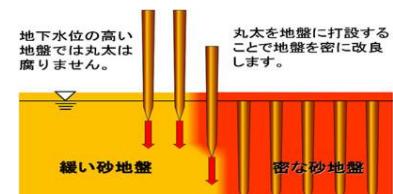


治山事業の残存型枠での
間伐材利用
(岩手県宮古市)

▶ 地盤改良用木杭への利用

- 間伐材等の丸太を地盤に打設し、砂地盤を密にすることで液状化対策

工法の原理



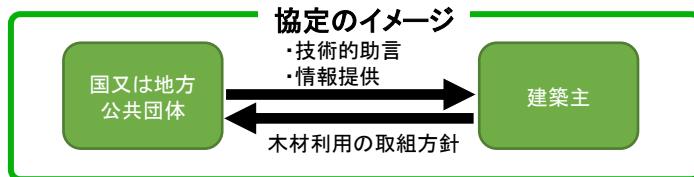
4 木材産業

⑦ 木材利用促進に向けた環境整備

- 建築物における木材利用を促進するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称：都市（まち）の木造化推進法）に基づき、建築主である事業者等と国又は地方公共団体とが協定を締結できる制度（建築物木材利用促進協定）を創設。
- 民間建築物等における木材利用促進に向けて、経済・建築・木材供給関係団体等、川上から川下までの関係者が広く参画する「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会（ウッド・チェンジ協議会）」を令和3年9月に立ち上げ、課題解決のための検討を実施。
- 木材利用促進に向けた機運を醸成するため、国民運動として「木づかい運動」を展開。

■ 建築物木材利用促進協定

国又は地方公共団体は協定締結事業者等に対し必要な支援を実施。



■ ウッド・チェンジ協議会の概要

- 木材利用の促進に向けた課題の特定や解決方策の検討、先進的な取組の発信、木材利用に関する情報共有を行うことにより、木材を利用しやすい環境づくりに取り組むことを目的に設立。
- 建築物における木材利用の促進に向けた普及資料を作成し公表。

- 構成員
- 会長: 隅修三(東京海上日動火災保険株) 相談役
 - 団体、企業、研究機関、関係省庁
- 計53(R7年3月末時点)



普及資料:『中規模ビル3階建て事務所の木造化標準モデル』

国と事業者等との協定実績25件（R7年3月末時点）

①(公社)日本建築士会連合会×国土交通省	②(一社)全国木材組合連合会×農林水産省	③全国建設労働組合連合会×農林水産省・国土交通省	④野村不動産HD(株)×ウイング㈱×農林水産省
⑤㈱アクト×農林水産省	⑥(一社)JBN・全国工務店協会×農林水産省・国土交通省	⑦(一社)日本木造耐火建築協会×農林水産省・国土交通省	⑧(株)竹中工務店×農林水産省
⑨大林組グループ×農林水産省・経済産業省・環境省	⑩日本マクドナルド㈱ × 農林水産省	⑪ナイスグループ×農林水産省	⑫(株)良品計画×(株)MUJI HOUSE×農林水産省
⑬日本木材防腐工業組合×農林水産省	⑭(一社)日本ウッドデザイン協会×農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省	⑮日本生命保険(相) × 農林水産省・環境省	⑯(株)シロ×農林水産省
⑰大成建設グループ×農林水産省・環境省	⑱中国木材(株)×農林水産省・経済産業省	⑲(株)安藤・間×農林水産省	⑳(株)オートバックスセブン×農林水産省
㉑(株)セブンイレブン・ジャパン×農林水産省	㉒(株)Sanu×農林水産省・環境省	㉓前田建設工業(株)×農林水産省・経済産業省・環境省	㉔大和ハウス工業(株)×農林水産省
㉕鹿島建設(株)×(株)かたばみ×農林水産省			

このほか、地方公共団体と事業者等との協定が155件（R7年3月15日現在）

■ 木材利用の意義の普及・啓発－「木づかい運動」の展開

- 『木材利用促進月間』(10月)を中心に「ウッド・チェンジ」を合言葉に木材利用拡大につなげる「木づかい運動」を展開
- 木材利用推進コンクール（旧木材利用優良施設等コンクール）やウッドデザイン賞など木材を利用した優良な施設、製品、取組等を対象とする表彰を支援。コンクールでは、内閣総理大臣賞ほか4大臣賞等を設定している。また、ウッドデザイン賞では、4大臣賞等に加え、令和5年度から大阪・関西万博特別賞創設。
- 身近な木材利用やエシカル消費等を促進する情報発信や木育等の普及啓発を推進。



楽天サイト「WOOD CHANGE」(林野庁補助事業)



左:野村不動産澣池山王ビル

【令和6年度木材利用推進コンクール 内閣総理大臣賞】



右:浦河フレンド森のようちえん

【ウッドデザイン賞2024 最優秀賞(農林水産大臣賞)】

4 木材産業

⑧ 木質バイオマスの利用

- FIT・FIP新規認定を受けた主に未利用木材を使用する木質バイオマス発電施設は、2024年3月末時点、136件が稼働。
- 燃料材（国内生産）の利用量は、発電利用を中心に急速に増加（過去10年間で約8倍）。
- 燃料材需要増に対応する林地残材の効率的な収集・運搬システムの構築、地域内で森林資源を熱利用又は熱電併給により活用する「地域内エコシステム」の構築が重要。
- セルロースナノファイバー改質リグニンなど木質成分を利用した新素材を開発・普及し、新たな木材利用を推進。

■ FIT・FIP新規認定を受けた

木質バイオマス発電施設と調達・基準価格

主な燃料	未利用木材		一般木質・農作物残さ	リサイクル材	計
	2,000kW未満	2,000kW以上			
計画認定済	260件 (264件)	68件 (72件)	181件 (192件)	14件 (39件)	523件 (567件)
うち稼働中	84件 (88件)	52件 (56件)	99件 (110件)	9件 (34件)	244件 (288件)
買取価格	40円/kWh	32円/kWh	24円/kWh※	13円/kWh	-

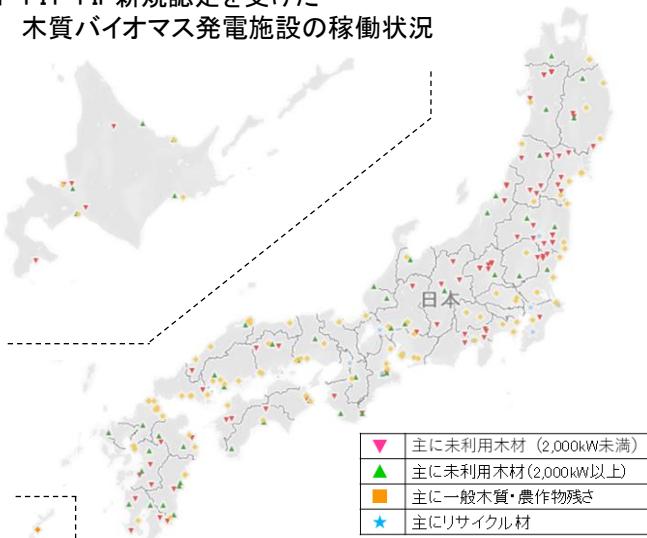
資料:固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト(資源エネルギー庁)等を参考に作成。 2024年3月末時点。

注:()内は、RPSからFIT・FIPへの移行認定分を含めた数値

※:2018年4月以降に認定を受けた場合は入札対応(1万kW以上)

■ FIT・FIP新規認定を受けた

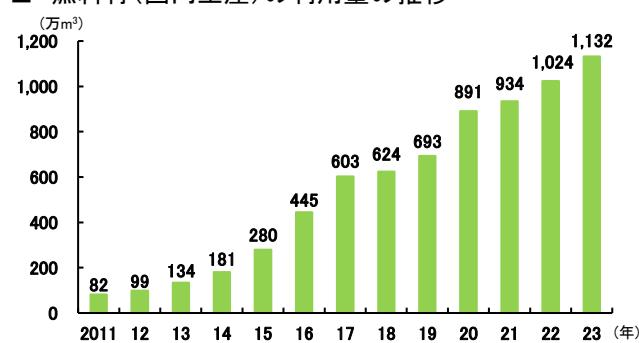
木質バイオマス発電施設の稼働状況



資料:固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト(資源エネルギー庁)等を参考に作成。

2024年3月末時点。

■ 燃料材（国内生産）の利用量の推移

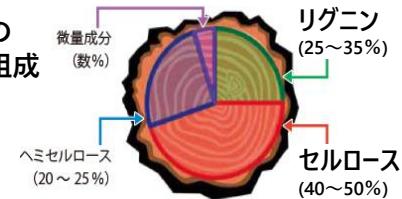


出典:林野庁木材利用課調べ(～2014年)、林野庁「木材需給表」(2015年～)

注:利用量には輸出量は含まない。

■ 木質バイオマスの新たなマテリアル利用

▶ 木材の化学組成



セルロースナノファイバー (CNF)

- ・セルロースを化学的・機械的に処理してナノサイズ（100万分の1mm）まで解きほぐした繊維状物質
- ・軽量ながら高強度で、用途に応じた粘度の制御が可能などの性質により、幅広い分野へ用途が拡大

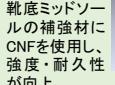
期待される用途例

木材保護塗料

CNF含有の塗料により、紫外線の透過を抑制し、木材の変色や劣化を防止



テニスシューズ



地域内エコシステムのイメージ



改質リグニン

- ・日本固有樹種であるスギのチップに、ポリエチレンゴムを混ぜて加熱し、リグニンを改質・抽出した物質
- ・耐熱性、加工性が高く、様々な材料と複合化させることで、化石資源由来プラスチック材料の代替が可能

期待される用途例 (試作)

電子基板

既存製品より熱を帯びた際の寸法安定性が良く、低コストで製造可能

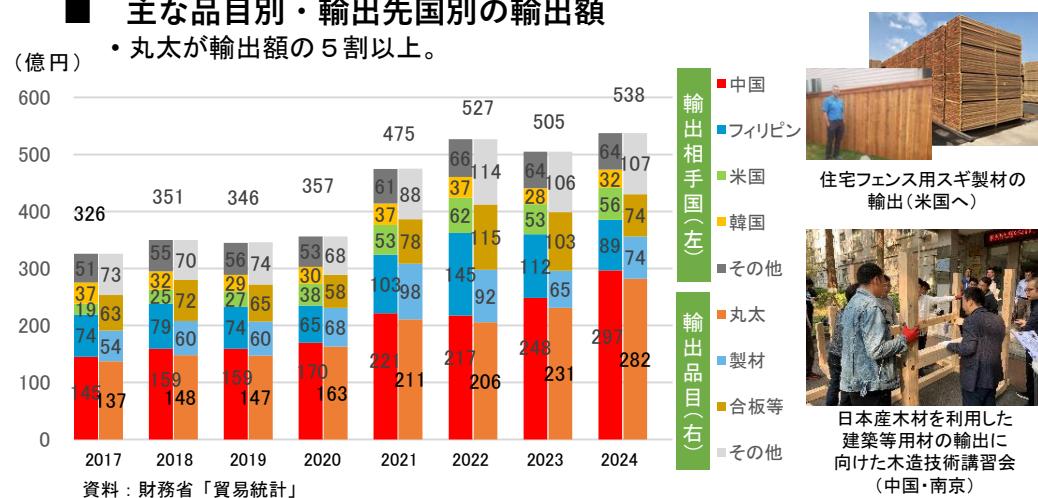


⑨ 木材の輸出入の状況と違法伐採対策

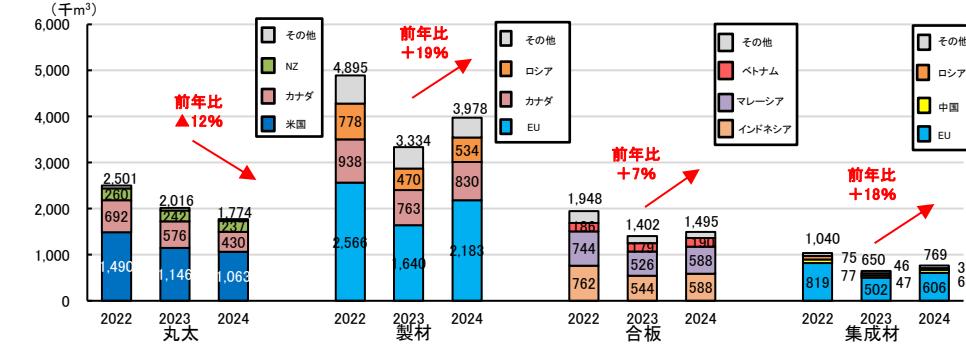
- 世界の人口増加が見通される中、木材需要も増加の見込み。林産物輸出は増加傾向で推移しており、丸太中心の輸出から付加価値の高い木材製品の輸出への転換を促進し、2030年輸出額目標（林産物は1,660億円）の達成を目指す。
- 2024年の主要木材製品（製材、合板、集成材）の輸入量は、大幅に減少した前年に比べて増加したが、国際情勢の変化等に伴う影響が懸念される状況。
- 森林の違法伐採は持続可能な森林経営を著しく阻害し、世界の森林の減少・劣化を招くおそれ。これまで我が国は、政府調達での取組、国際的な協力等を推進。2017年に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が施行。2023年には更に取組を強化するため同法を改正し、2025年4月に施行。

■ 主な品目別・輸出先国別の輸出額

・丸太が輸出額の5割以上。



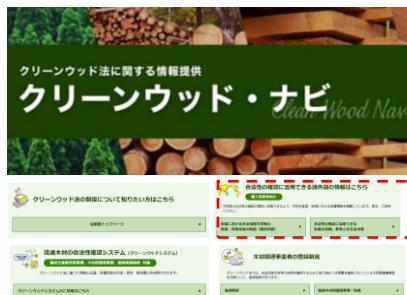
■ 品目別木材輸入量の推移（2022～2024年の累計）



■ 違法伐採対策の具体的取組（クリーンウッド法の運用）

- 合法性等が証明された木材・木材製品を政府調達の対象（「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（2006年2月）の策定）
- 違法伐採対策を強化するため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が施行（2017年5月）
- 木材関連事業者の登録業務を行う「登録実施機関」：5機関
登録木材関連事業者の登録件数：702件（2025年2月末時点）
- 川上・水際の木材関連事業者による合法性確認等を義務付ける改正法が2025年4月に施行
- 流通木材の合法性確認システム（クリーンウッドシステム）の運用開始（2025年4月）

▼林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」では、木材等の合法性を適切に確認できるよう、主要な生産国における木材の流通や関連法令等に関する情報を収集・整理し、提供。



例えば...
「国別情報」から様々な国や地域の木材流通や法令、その他調査報告等にアクセス



5 国有林野の管理経営

① 国有林野の状況

- 国有林野は、我が国の森林の約3割（国土の約2割）に相当。
- 奥地脊梁山地や水源地域に広く分布し、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの重要な公益的機能の発揮が期待。国有林野の約9割が保安林に指定。
- 国が「国有林野事業」として、一元的に公益重視の管理経営を推進するとともに、森林・林業施策全体の推進へ貢献。

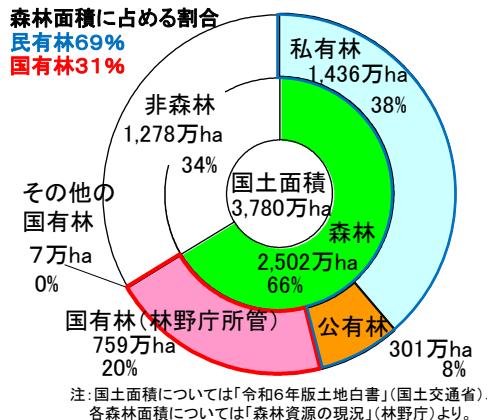
■ 国有林野の分布と組織

全国7森林管理局、流域(森林計画区)を単位とした98森林管理署等を設置し、直接、国有林野を管理経営

※ 平成25年4月、国有林野事業の組織・事業の全てを一般会計に移行



■ 森林面積と国有林面積



■ 世界遺産登録地域

○世界自然遺産 (陸域面積のほとんどが国有林野)



知床(北海道)



白神山地(青森県・秋田県)



小笠原諸島(東京都)



屋久島(鹿児島県)

■ 多様な自然を有する国有林野

	面積 (万ha)	国有林野 での割合
国有林(林野庁所管)	759	
国有林野	758	
保安林	686	91%
保護林	102	13%
緑の回廊	58	8%
レクリエーションの森	24	3%
世界自然遺産	11	1%
自然公園	221	29%
鳥獣保護区	125	17%

- 注1: 国有林の面積は「森林資源の現況(令和4年3月31日現在)」による。
2: 国有林野の面積は、地域管理経営計画の対象とする面積であり、官行造林地の面積を含まない。
3: 国有林野、保安林、保護林、緑の回廊、レクリエーションの森の面積は「令和5年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」による。
4: 世界自然遺産の面積(令和5年4月1日現在)は経営企画課調べによる。
5: 自然公園、鳥獣保護区の面積は「第75次令和5年国有林野事業統計書(令和4年度)」による。

○世界文化遺産

平成25年6月に世界文化遺産に登録された富士山では、構成資産面積の約35%(約7千ha)が国有林野。



富士山(山梨県・静岡県)

- 公益重視の管理経営を一層推進することにより、地球温暖化対策、山地災害の防止、生物多様性の保全等に貢献。

■ 森林整備の推進

- ・森林吸收源対策としての間伐や主伐後の確実な更新を図るほか、複層林の造成など多様な森林づくりを積極的に推進。
- ・森林整備の結果得られる木材の供給により、国産材の安定供給体制の構築等に貢献。



〔間伐等による健全な森林の整備〕



〔帯状の伐採による複層林の造成〕



〔育成複層林〕

■ 治山事業の推進

- ・国土強靭化対策として治山施設の設置や流木対策等を推進。
- ・大規模な山地災害発生時には、専門的な技術・知識を有する職員の派遣やヘリコプターによる被害調査等を実施。
- ・復旧工事に高度な技術が必要となる箇所等では、都道府県からの要請を踏まえ「民有林直轄治山事業」を実施。

〔山腹工
(九州森林管理局佐賀森林管理署)〕〔流木補足式治山ダム工
(北海道森林管理局後志森林管理署)〕〔令和6年能登半島地震発生後の
ヘリコプター調査〕

■ 生物多様性の保全

- ・世界自然遺産など原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林等を「保護林」や「緑の回廊」として保護・管理。
- ・生物多様性に配慮した施業を推進するとともに、30by30目標の達成に向けて、保護地域としての国立公園の拡張等に対応。
- ・地域やNPO、ボランティア等と連携した、生物多様性についての現地調査、荒廃した植生回復等の森林生態系の保全等を実施。

〔西表島森林生態系保護地域
(保護林)〕〔希少猛禽類の狩場創出を
考慮した人工林の伐採〕〔ボランティアと連携した
外来植物の駆除〕

- ・シカ等の野生鳥獣による森林被害対策として、地域の関係行政機関や猟友会等と連携し、造林地等での防護柵の設置、シカの生息・分布調査や被害調査、わな等による捕獲を推進。

〔防護柵等の設置による
シカ被害防止対策の推進〕〔「くくりわな」
〔ヘイキューブ〕
〔石〕〕〔自動撮影カメラを用いた
シカの出没状況調査〕〔「小林式誘引捕獲法」の
関係機関等への技術普及〕

③ 森林・林業施策全体の推進への貢献

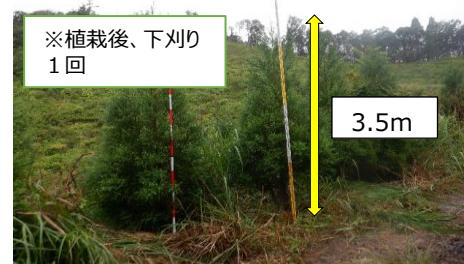
- 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及を実施。
- 木材の安定供給や林業経営体の育成に向けて、民有林と連携した「森林共同施業団地」の設定、まとまった事業発注・供給方式や樹木採取権制度の活用を通じた事業量の安定化、木材需要が急激に増減した場合の供給調整等を実施。

■ 林業の低コスト化等の実践と技術の開発・普及

- 「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産官学連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進。
- ドローンを活用した森林の概況の調査等の省力化・効率化を推進。
- 現地検討会の開催等による民有林関係者等への技術の普及・定着。



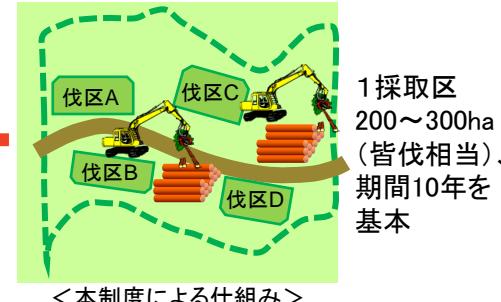
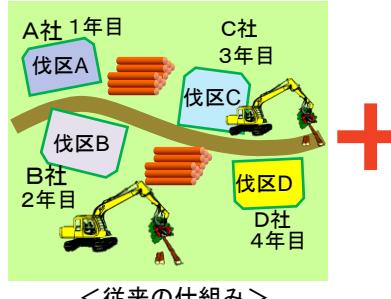
[コンテナ苗を活用した一貫作業]
システムに関する現地検討会



[成長のよい特定苗木の活用による下刈回数の減]

■ 樹木採取権制度の推進

- 国有林の一定区域(樹木採取区)において、一定期間、安定的に樹木を伐採できる樹木採取権を民間事業者に設定できる制度。(令和2年4月施行)
- 令和6年度末現在、全国8か所で権利設定し、事業体の安定的な事業量の確保等に寄与。



■ 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

- 国産材供給量の1割強を安定的に供給し、地域における国産材の安定供給体制の構築等に貢献。
- 令和2年度の新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、令和3年度の木材不足・価格高騰(いわゆるウッドショック)等、木材需給が急変した場合には、国産材供給量の一定のシェアを有する特性を活かし、供給調整機能を発揮。



(注1)国産材供給量は、林野庁「木材需給表」上の数値であり、曆年の合計。

(注2)国有林材は、立木販売量を丸太換算した推計量と素材（丸太）販売量の年度の合計。

■ 民有林と連携した施業の推進

- 森林の施業集約化に向けて、民有林との近接区域に「森林共同施業団地」を設定。
- 民有林と協調した路網整備や間伐等の実施、木材の出荷等を推進。



共同土場と集積された丸太



国有林と民有林を連結した林業専用道

- 国民共通の財産である国有林野の管理経営に当たっては、国有林野を「国民の森林（もり）」として位置づけ、国民に開かれた管理経営を推進。
- 国有林野は、それぞれの地域における資源でもあり、公益的機能との調整を図りつつ、地域振興に寄与する国有林野の活用等を推進。

■ 国有林野のレクリエーション利用

- ・優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察等に適した国有林野を自然休養林等の「レクリエーションの森」に設定。
(全国で571か所、約24万ha(令和6年4月現在))
- ・このうち、特に観光資源として潜在的魅力のある93箇所を「日本美しの森 お薦め国有林」として選定し、外国人観光客も含めた利用者の増加を目的に、重点的な環境整備や多言語による情報発信等を実施。



[「レクリエーションの森」の利用]

「日本美しの森 お薦め国有林」の魅力を伝える様々な取組



[ドローンによる空撮動画の作成・
SNSを活用した情報発信]



[2次元コードを活用した
多言語対応の案内板の整備]

■ 地域振興への寄与等

- ・農林業など地域産業の振興、住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して、国有林野の貸付けを実施。
 - 〔国有林野の貸付け等実績: 71,547ha (令和5年度末)
うち道路、電気・通信、ダム等の施設用地: 35,359ha (49%)〕
- ・「遊々の森」や「木の文化を支える森」など、民間団体等と協定を締結し、森林環境教育や地域伝統文化の継承などを目的とした森林づくり活動のフィールドとして国有林野を提供。
- ・令和5年4月より開始された相続土地国庫帰属制度において、申請があつた土地が森林の場合、森林管理局・署等が、法務局による要件審査に協力。帰属した森林については巡視等の管理等を実施。



[地熱発電事業のための
国有林野の貸付け]



[木の文化を支える森
(檜皮の森)]



[相続土地国庫帰属制度への対応
(法務局による要件審査への協力)]

6 東日本大震災

東日本大震災からの復興

- 平成23年に発生した東日本大震災からの復興に向けて、令和3年度から5年間を「第2期復興・創生期間」として、海岸防災林の再生を継続するとともに、林業・木材産業の復旧や復興に向けた木材の活用等が進展。
- 一方、放射性物質による森林への影響は、福島県を中心に依然として続いており、放射性物質の影響を受けた地域におけるモニタリングや森林整備、しいたけ等原木生産のための広葉樹林の再生、しいたけなどの特用林産物の生産の再開・継続の取組などを引き続き実施。

■ 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組

▶ 海岸防災林の再生

- ・被災状況等に応じて、生育基盤盛土の造成等による機能の向上を図りながら、海岸防災林の生育を促す保育作業を実施。
- ・令和6年3月までに被災延長164kmのうち、163kmが植栽完了。



被災直後(左)と海岸防災林の再生(右)



生育基盤盛土の造成
による機能向上

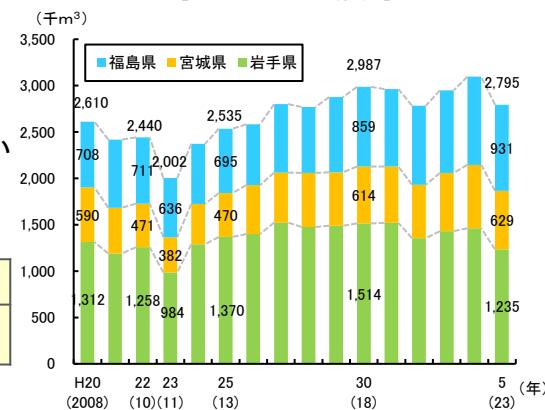
▶ 林業・木材産業の被害と復旧状況

- ・岩手、宮城、福島の3県における素材生産や木材製品の生産は、震災前の水準に回復。
- ・被災した木材加工流通施設についても、復旧が完了し、操業を再開。

	被災箇所数	復旧状況
木材加工流通施設	115カ所	2014年までに完了※

※被災施設のうち復旧する方針となった98カ所が復旧完了

[素材生産量の推移]



資料:農林水産省「木材需給報告書」「木材統計」
注:平成29年値からLVL用の単板製造用素材を含む。

■ 原子力災害からの復興

▶ 森林の放射性物質対策

- ・放射性物質を含む土壤の流出防止を目的とした、間伐等の森林整備と丸太を活用した土壤流出防止柵の設置などの放射性物質対策を一体的に実施(福島県においては「ふくしま森林再生事業」として実施)。
- ・震災により停止してしまったしいたけ等原木生産の再開に向け、広葉樹林の伐採とぼう芽更新を計画的に進める「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を地域の関係者と連携して実施。



原木林の成林
20年サイクル



伐採後のぼう芽更新

▶ 木材の安全証明体制の構築

- ・木材製品や加工施設の作業環境等に係る放射性物質の測定・分析を支援。
- ・製品等の放射性物質を自動で検知する装置の開発、施設への設置を支援。



トラックスケール用
検知装置



製材品等ライン用
検知装置



非破壊式放射能測定装置



安全が確認された
まつたけ

▶ 安全な特用林産物の供給

- ・菌床しいたけの生産は震災前の水準まで回復。
- ・令和3年から、きのこ・山菜類等を適切に管理・検査する体制が整備された地域は、非破壊検査により基準値を下回ったものが出荷可能に。